

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月中充當又ハ回收ヲ爲シタルモノニ付翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 價額ノ欄ニハ外國居住者ニ對スル賣値ヲ記載シ、價額共ノ他金額ノ記載ハ總テ其ノ表示通貨ヲ以テシ外貨ナルトキハ邦貨換算額ヲ併記スベシ
 3. 區分ノ欄ニハ充當若ハ回收又ハ特殊回收ノ別ヲ記載スベシ
 4. 方法ノ欄ニハ回收ニ在リテハ經由銀行又ハ郵便局名ヲ、特殊回收ノ場合ニ在リテハ其ノ方法ヲ、充當ニ在リテハ充當ノ目的及内容ヲ記載スベシ
 5. 爲替ノ償還又ハ買戻ヲ爲シタル場合ノ本報告書ハ別紙トシ其ノ旨欄外ノ適宜ノ箇所ニ赤書スベシ尙爲替取組金額ノ内償還又ハ買戻ヲ爲シタル金額ヲ價額ノ欄ニ併記赤書シ、銀行名及年月日ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ
 6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

(3) 充當及び回收の報告

輸出證券の代り金を充當又は回收したる者は、本令附屬報告書式第二十三號に依り左の輸出證券代り金の充當及び回收報告書二通を作成し、各月中充當又は回收を爲したるもの、回收狀況等につき、翌月十五日までに最寄日本銀行を經て之を大藏大臣に報告しなければならぬ(則三九條三項)。

爲替の償還又は買戻を爲したる場合に於ける本報告書は之を別紙とし、其の旨を欄外適宜の箇所に併記赤書することになつてゐる。

第五章 債權債務及び信用の供與

第一節 債權債務に關する取締

外貨債權の讓受

(1) 取締の必要

本令施行地内に於て外貨債權の讓受を爲すには大藏大臣の許可を受くることを要する(則四二)。
外貨債權とは、外國通貨を以て表示する債權にして、外國爲替又は外貨證券以外のものを謂ふのである(則五)。外國爲替又は外貨證券は外貨債權の代表的なものであるが、之等については別に其の取締規定を設けてゐるから、重複するのを避けて本規定では之等のもを除外した。従つてこゝで外貨債權と稱するものゝ重なる種類を示せば、外貨表示の預金及び貸付金債權、外國發行の外國拂小切手(又は爲替手形、約束手形)或は外國發行外國拂旅行小切手、外貨表示信託債權等が之に屬するのである。

斯くの如き外貨債權は、往々にして資本逃避若くは爲替思惑の對象となり易いから、之が讓受を取締ることは必要である。對外債權の賣買は本令第十條に於て取締つてゐる。

申請書式第二十五號(第四十二條)

外貨債權讓受許可申請書

大藏大臣

殿

年 月 日

(電話番号
掲載者)

申請者ノ住所

職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 債權ノ種類及金額
- 二 債務者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 三 對價タル邦貨額
- 四 讓渡人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 讓受ノ豫定期
- 六 讓受ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 七 其他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

(2) 許可申請手續

外貨債權の讓受につき許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第二十五號に依り許可申請

報告書式第二十四號(第四十二條)

外貨債權讓受報告書

昭和何年何月分

住所 氏名又ハ商號

種類	債務者ノ住所、氏名又ハ商號	讓渡人ノ住所、氏名又ハ商號	支拂地	金額		取引日	備考
				外貨	邦貨		

準則 1. 本報告書ハ三通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

- 2. 外國ニ於テ讓受ケタルモノニ付テハ報告スルニ及バズ
- 3. 一口千圓相當額未滿ノモノハ種類毎ニ表示通貨別ニ一括シ口數及金額ノミヲ記載シ其ノ他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
- 4. 備考ノ欄ニハ取引ノ目的ヲ記載スベシ
- 5. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦210耗横297耗トスベシ

書(前頁)三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ。

(3) 譲受の報告

外貨債権を譲受けたる者は、本令附屬報告書式第二十四號に依り外貨債権譲受報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(則四二、三項)。但し外國に於て譲受けたるものについては報告を要しない。

外貨預金及び消費貸借

(1) 本邦内に於て爲す契約の取締

本令施行地内に於ては何人の計算に於てするを問はず、外國通貨を以て表示する債権(外貨債権)又は債務(外貨債務)を取得すべき預金、又は消費貸借等の契約を爲すには許可を受くることを必要とする(則四三、一項)。之は頻繁に改正されたるうち第七號省令の制定以來一回も改正されたことなく、其のまゝ存置されてゐる少數の規定のうちの一つであり、之等の契約の締結を許可制としたのは、爲替思惑又は資本逃避に利用される惧れがあるからである。

(2) 許可申請手續

申請書式第二十六號(第四十三條)

外貨預金契約又ハ外貨消費貸借契約許可申請書

(電話番号欄)

大藏大臣 殿

年 月 日

申請者ノ住所

職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 預金殘高ノ最高限度又ハ消費貸借ノ契約金額
- 二 契約ノ種類及主要條件
- 三 他人ノ計算ニ於ケルモノニ在リテハ其ノ者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 契約ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 契約ノ豫定期
- 六 契約ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

本令施行地内に於て、外貨預金又は外貨消費貸借の契約を爲さんとする者は、本令附屬書式第二十六號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出せねばならぬ(附四三) 借入金金の擔保提供

(1) 在內財産を擔保とする外國居住者よりの借入金

舊第七號省令第十五條の規定は、(一)外貨社債及び外貨地方債の發行、(二)本邦内に在る財産を擔保として外國に於て爲す外貨借入金、(三)本邦内に在る財産を擔保として邦貨を以て表示する外國居住者よりの借入金を爲すには、何れも許可を要することになつてゐた。本令は(一)の規定を切離して第四十八條に移し、(二)と(三)の規定を總括して本邦内に在る財産を擔保とし、外國居住者よりの借入金を爲すには許可を要する旨の規定を設けた(附四四)。従つて此の場合に於ける外國居住者よりの借入金は、外國に於て爲すと否とを問はず、又、其の外貨たると邦貨たるとを論じない。但し、借入金金の借入又は返済が、本邦内に於て本邦通貨を以て爲さるる場合には、此の取締から除外されることになつてゐる(附四四條一)。而して之等の借入金金の爲めに、本邦内に在る其の財産を擔保に提供することは、往々にして資本流出に供せられる惧れがあるので、之に備

申請書式第二十七號(第四十四條)

在內財産ヲ擔保トスル借入金許可申請書

(電話番號 擔當者)

大藏大臣 殿
年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 借入ノ金額及主要條件
- 二 擔保物ノ種類、數量、價額及所在地並差入先ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 三 借入地
- 四 契約ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 借入ノ豫定期
- 六 借入ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通(本邦ヘノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ハ四通)ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

へて此の取締規定を設けることになつたのである。

(2) 取締の範圍

併し本令第四十三條の規定に依り外國通貨を以て表示する消費貸借の許可を受けたるものは、本邦内に在る財産を擔保として外國居住者よりの借入金爲すにつき、重ねて許可を受けることを要しない(則四三條一、項但書一號)。又、借入金借入又は返済が本邦内に於て本邦通貨を以て爲さるゝ場合も之を自由とした(同二)。従つて其の借入金が、假令外貨を以て行はるゝも、本邦内に於て邦貨を以て返済する契約があれば、此の場合には許可を受けずして之を爲すことが出来る。

従來、邦貨の強制通用力を有する地域に居住する者より、該地域に於て邦貨を以て表示する借入金を爲す場合は自由であつたが、昭和十五年十一月の改正に依り之もまた許可を要することになつた。

(3) 許可申請手續

外國居住者よりの借入金を爲すにつき、本邦内に在る財産を擔保に提供する爲め許可を得んとする者は、本令附屬申請書式第二十七號に依り許可申請書(前頁)三通を作成し、最寄日本銀行を経

て大藏大臣に提出しなければならぬ(則四四)。本邦への輸入貨物代金決済の爲にする場合は、特に申請書四通を要する。

外國居住者に對し、又は其の爲めにする信用の供與

(1) 貸付金、假拂金又は立替金

本令施行地内に於ては外國居住者に對し、又は外國居住者の爲めに貸付金、假拂金又は立替金を爲すには許可を要する(則四五)。此の規定は本令に依り始めて設けられたものである。今日の我が國の情勢は、最早や此くの如き信用供與を自由に爲さしむることを許さなくなつた。併し左の場合には許可を要しないのである。

一、關東州、滿洲國若くは中華民國に居住する者に對し又は之等の者の爲めに、一年を通じ一萬圓相當額以下の貸付金、假拂金又は立替金を爲すとき

二、第四十三條の規定に依り許可を受けて爲したる消費貸借の契約に基き貸付金を爲すとき

(2) 許可申請手續

外國居住者に對し、又は外國居住者の爲めに貸付金、假拂金又は立替金を爲すにつき許可を受

申請書式第二十八號(第四十五條)

外國居住者ニ對スル又ハ其ノ爲ニス
ル貸付、假拂又ハ立替拂許可申請書

(電話番號
擔當者)

大藏大臣 殿
年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 外國居住者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 二 貸付、假拂又ハ立替拂ノ區分及金額
- 三 擔保ヲ徵收スルモノニ在リテハ擔保物ノ種類、數量、價額及所在地
- 四 貸付、假拂又ハ立替拂ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 貸付金、假拂金又ハ立替金ノ回收見込時期及方法
- 六 貸付、假拂又ハ立替拂ノ豫定期
- 七 貸付、假拂又ハ立替拂ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 八 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 第四項ハ外國居住者ニ對スル貸付、假拂又ハ立替拂ニ付テハ記載スルニ及バズ
- (三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

けんとする者は、本令附屬申請書第二十八條に依り上掲の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出せねばならぬ(則四五)。

報告手續

左に掲ぐる取引又は行爲を爲したる者は、本令附屬報告書式第二十五號乃至第三十五號に依り、大藏大臣に之を報告することを要する(則四)。

- (1) 本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權の讓受

此の報告は本令附屬報告書式第二十五號に依るのであるが、之は同書式第二十四號(外貨債權讓受の報告)の例に準じて作成すればよいことになつてゐる。外國爲替又は關東州若くは滿洲國に居住する者に對する債權については報告を要しない。

- (2) 外國通貨を以て表示する預け金、又は本邦通貨を以て表示する外國居住者への預け金の預入又は引出

此の報告書は外貨預け金高増減報告書と、邦貨預け金高増減報告書の二種に分れてをり、前者は本令附屬報告書式第二十六號に依り二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を

報告書式第二十六號(第四十六條)

外貨預ケ金高増減報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前同提出 昭和何年何月分)

外貨別	預ケ金ノ種類	預入先ノ姓名又ハ商號	前月末現在高	當月中増加高	當月中減少高	月末現在高	備考
				金額	金額		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テハ報告スルニ及バン
 3. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
 4. 月中ノ増減五百圓相當額未滿ナル場合ハ報告ヲ省略スルコトヲ得
 5. 他ノ預ケ金ニ増減アルトキハ其ノ月中ニ増減ナキ預ケ金ニ付テモ記載スベシ
 6. 預ケ金ノ種類ノ欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ

記載スベシ

7. 預ケ金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附スベシ
8. 備考ノ欄ニハ預ケ金ノ目的ヲ記載スルト共ニ擔保ニ供シ又ハ供託シ居ルモノニ付テハ債務額並債權者名又ハ供託義務限度ヲ附記スベシ
9. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦257 耗廣364 耗トスベシ

經テ大藏大臣に報告するのである。

邦貨預け金の預入又は引出については、本令附属報告書式第二十七號に依るのであるが、此の書式は前掲の報告書式第二十六號に準ずる。關東州又は滿洲國に居住する者への預け金については報告の要なく、又、月中の増減五百圓未滿なる場合は報告を省略することが出来る(書式二七)。

(3) 外國通貨を以て表示する貸付金、又は本邦通貨を以つて表示する外國居住者へ貸付金の貸付又は回收

此のうち外貨貸付金については本令附属報告書式第二十八號に依り左の外貨貸付金高増減報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を經テ大藏大臣に提出するのである。

又、邦貨貸付金については、本令附属報告書式第二十九號に依り邦貨貸付金高増減報告書を作

外貨貸付金高増減報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

外貨別	貸付金ノ種類	貸付先ノ住所、氏名又ハ商號	前月末現在高	當月中増加高	當月中減少高	月末現在高	備考
				貸付ノ由	金額		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テハ報告スルニ及バンズ
 3. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
 4. 月中ノ増減五百圓相當額未滿ナル場合ハ報告ヲ省略スルコトヲ得
 5. 他ノ貸付金ニ増減アルトキハ其ノ月中ニ増減ナキ貸付金ニ付テモ記載スベシ
 6. 貸付金ノ種類ノ欄ニハ證書貸付、手形貸付、當座貸越等ノ別ヲ記載スベシ

7. 貸付金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附スベシ
8. 貸付ヲ業トスル者ノ外國ニ於ケル店舗ノ分ニ在リテハ貸付金ノ種類別ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
9. 備考ノ欄ニハ貸付金ノ目的ヲ記載スルト共ニ其ノ利率及期限ヲ附記スベシ
10. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

成するのであるが、此の報告書は前記の書式第二十八號に準ずる。關東州又は滿洲國に居住する者への貸付金については報告するに及ばない。月中の増減五百圓未滿なる場合は此の報告を省略することが出来る(書式二九)。

(4) 外國通貨を以て表示する預け金、又は本邦通貨を以て表示する外國居住者よりの預り金の受入又は拂戻

外貨預り金については、本令附屬報告書式第三十號に依り、左の外貨預り金高増減報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出するのである。月中の増減五百圓相當額未滿なる場合は報告を省略することが出来る。

邦貨預り金については、本令附屬報告書式第三十一號に依り邦貨預り金高増減報告書を提出す

外貨預リ金高増減報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

外貨別	預リ種類	預メ人住所氏名又ハ商號	前月現在高	當月中増加高		當月中減少高		月末現在高
				金額	受入ノ理由	金額	拂戻資金(繰上法)	

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テハ報告スルニ及バン
 3. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
 4. 月中ノ増減五百圓相當額未滿ナル場合ハ報告ヲ省略スルコトヲ得
 5. 他ノ預リ金ニ増減アルトキハ其ノ月中ニ増減ナキ預リ金ニ付テモ記載スベシ
 6. 預リ金ノ種類ノ欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ

記載スベシ

7. 預リ金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附スベシ
8. 預金ノ受入ヲ業トスル者ノ外國ニ於ケル店舗ノ分ニ在リテハ預リ金ノ種類別ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
9. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

るのであるが、此の書式は前掲の書式第三十號の例に準ずる。關東州又は滿洲國に居住する者よりの預り金は報告を要しない。又、月中の増減五百圓未滿なる場合も報告を省略することが出来る(書式三一)。

(5) 外國通貨を以て表示する借入金、又は本邦通貨を以て表示する借入金又は返済外貨借入金については、本令附屬報告書式第三十二號に依り左の外貨借入金高増減報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を經テ大藏大臣に提出するのである。月中の増減五百圓相當額未滿なる場合は、此の報告を省略することが出来る(書式三三)。

邦貨借入金については、本令附屬報告書式第三十三號に依り邦貨借入金高増減報告書を提出するのであるが、此の書式は前掲の報告書式第三十二號の例に準ずる。關東州又は滿洲國に居住す

報告書式第三十二條(第四十六條)

外貨借入金高増減報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

外貨別	借入金ノ種類	借入先ノ氏名又ハ商號	前月末現在高	當月中増加高		當月中減少高		月末現在高	備考
				金額	借入ノ由	金額	返済資金ノ調達方法		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テハ報告スルニ及バズ
 3. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
 4. 月中ノ増減五百圓相當額未滿ナル場合ハ報告ヲ省略スルコトヲ得
 5. 他ノ借入金ニ増減アルトキハ其ノ月中ニ増減ナキ借入金ニ付テモ記載スベシ

6. 借入金ノ種類ノ欄ニハ證書借入、手形借入、當座借越、輸出前借金等ノ別ヲ記載スベシ
 7. 借入金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附スベシ
 8. 借入極度ノ契約アルモノニ付テハ極度額ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ
 9. 備考ノ欄ニハ借入金ノ目的ヲ記載スルト共ニ擔保ヲ供シ居ルモノニ付テハ擔保ノ種類、數量及所在地ヲ附記スベシ
 10. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 275 横 364 耗トスベシ
- る者よりの借入金については、之を報告するに及ばない。月中の増減五百圓相當額未滿なる場合は本報告を省略することが出来る。邦貨表示のもの、報告書は總て外貨表示のもの、書式に準ずるのである。

第二節 外貨表示の信託及び保險契約

取締の範圍

本令施行地内に於て、外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得すべき信託又は保險(再保險及び海上保險を除く)の契約を爲すには、大藏大臣の許可を受くることを要する。

申請書式第二十九號(第四十七條)

外貨信託契約又ハ外貨
保險契約許可申請書

(電報番號
擔當番號)

大藏大臣 殿
年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

㊟

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 信託又ハ保險ノ契約金額
- 二 契約ノ種類及主要條件
- 三 他人ノ計算ニ於ケルモノニ在リテハ其ノ者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 契約ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 契約ノ豫定期
- 六 契約ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

他人をして一定の目的に従ひ、財産の管理及び處分を爲さしむる爲めに其の者に財産を移轉するの信託である。従つて外貨表示の信託契約は資本逃避の手段に供せられ易い。又、保險は火

報告書式第三十四號(第四十七條)

外貨表示ノ信託契約報告書

(甲) 委託者ノ提出スベキモノ 昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號㊟

外貨別	信託ノ種類	委託者ノ住所、氏名又ハ商號	金額	元本及利益ノ受益者ノ住所、氏名又ハ商號	契約日	契約期限	信託ノ目的

準則 1. 本報告書ハ三通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

- 2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル取引又ハ行爲ニ付テハ報告スルニ及バズ
- 3. 元本ノ受益者ト利益ノ受益者トガ異ル場合ニハ雙方ニ付記載スベシ
- 4. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

(乙) 受託者ノ提出スベキモノ 昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號[㊟]

外貨別	信託ノ類	委託者ノ住所、氏名又ハ商號	金額	元本及利益ノ受託者ノ住所、氏名又ハ商號	契約日	契約期限

- 準則 1. (甲)ノ準則ニ準ズ
2. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ

災、死亡其の他の原因に依つて生ずる財産上の危険損害を填補する爲めに行はれるのであるが、之も外貨表示の契約は資本逃避を伴ふ惧れがある。そこで此の二つについては、舊第七號省令制定の當初から許可制として之を取締つてゐる。たゞ再保険は倫敦に於て外貨を以て契約する習慣があり、又、海上保険は積載商品及び船舶について外貨で行はれるのを常とするから、之等は取締の範圍外に置いた。

許可申請手續

外貨の信託又は保険契約を爲すには、契約者双方から許可申請をしなければならぬが、一方

報告書式第三十五號(第四十七條)

外貨表示ノ保険契約報告書

(甲) 保険契約者ノ提出スベキモノ 昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號[㊟]

外貨別	保険ノ種類	保険金額	保者ノ住所、氏名又ハ商號	保険料	保険ノ開始期及終期	保費金ノ受取人ノ住所、氏名又ハ商號	保険地ノ作成地	保険ノ目的所在地

- 準則 1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
2. 外國人ガ外國ニ於テ爲シタル契約ニ付テハ報告スルニ及バズ
3. 支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
4. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 304 耗トスベシ
- (乙) 保険者ノ提出スベキモノ 昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號[㊟]

外貨別	保險ノ類	保險金額	保險契約者ノ住所、氏名又ハ商號	保険料	保険期間ノ始期及終期	受取人ノ住所、氏名又ハ商號	保険証券ノ作成地

表則 (甲)ノ表則ニ準ズ

が海外に在る場合は他の一方だけでよいことになつてゐる。許可申請書は本令附屬申請書式第二十九號に依り前頁に示すが如く三通を作成し、最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出するのである(則四七)。

報告

(1) 信託契約

外貨表示の信託契約を爲したる者は、本令附屬報告書式第三十四號に依り、委託者及び受託者の双方より外貨表示の信託契約報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を

經て大藏大臣に提出するのである(則四七)。外國人が外國に於て爲したる取引又は行爲については報告を要しない。

(3) 保險契約

外貨表示の保險契約を爲したる時は、本令附屬報告書式第三十五號に依り、保險契約者及び保險者の双方より外貨表示の保險契約報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(則四七)。外國人が外國に於て爲したる契約については報告を要しない。

第三節 外貨表示の地方債社債又は株式の發行

取締の必要

舊第七號省令第七條の規定に依れば、外國通貨を以て表示する地方債若くは社債を發行するには許可を要したが、本令は之に株式をも加へて取締の範圍を擴大してゐる(則四八)。之等の有價證券の發行は資金の獲得を目的とするも、償還の場合は流出となるし、又、本邦内に在る財産を擔

保に供せられる場合は、資本の流出若くは逃避の恐れもあるから、之を取締るのは當然である。
許可申請手續

申請書式第三十號(第四十八條)

外國通貨ヲ以テ表示スル地方債
社債又ハ株式發行許可申請書

大藏大臣 殿

年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

(電話番号
擔當者)

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 地方債、社債又ハ株式ノ發行豫定額及主要條件
- 二 地方債、社債又ハ株式ノ發行地
- 三 地方債、社債又ハ株式ノ發行豫定期
- 四 地方債、社債又ハ株式發行ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 五 其ノ他參考トナルベキ事項

注意 (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
(二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

報告書式第三十六號(第四十八條)

外貨地方債社債高増減報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

地方債又ハ社債名	前月末現在高	當月中發行高	當月中償還高	月末現在高

準則 1. 本報告書ハ三通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
2. 發行者ノ手持セルモノニ付テハ月末現在高ニ内書スベシ
3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 182 耗横 257 耗トスベシ

外貨を以て表示する地方債、社債又は株式を發行する爲め、其の許可を受けんとする時は、本令附屬申請書式第三十號に依り上掲の如く許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て之を大

藏大臣に提出しなければならぬ(則四八)。

地方債又は社債の發行償還に關する報告

外貨を以て表示する地方債又は社債を發行若くは償還したる者は、本令附屬報告書式第三十六號に依り上掲の如く外貨地方債社債高増減報告書二通を作成し、各月分を翌月十五日までに最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則四八)。

第四節 擔保の提供及び保證

外國居住者への信用供與

外國居住者の債務につき擔保を提供することは、舊第七號省令第十條ノ二に於ても之を要許可事項としたが、本令第四十九條第一項に於ては、之と併せて外國居住者の債務につき保證を爲すことも要許可事項としてゐる。併し本令第三十三條第一項の規定に依り、許可を受けて外國に在る外貨證券を擔保に供する場合は許可を要しない(舊七號省令十)。

此の場合に於ける許可は、外國居住者の負擔する債務につき、直接擔保を供する場合のみでな

申請書式第三十一號(第四十九條)

外國居住者ノ債務ニ對スル擔保提供又ハ保證許可申請書

(電話番号
擔當者)

大藏大臣

年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 擔保物ノ種類、數量、價格、所在地及差入先又ハ保證金額
- 二 擔保提供又ハ保證ノ豫定時期及主要條件
- 三 債務者タル外國居住者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 債權者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 債務ノ金額及主要條件
- 六 擔保提供又ハ保證ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

(一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
(二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

く、其の債務につき本邦居住者が連帯保證を爲し、該連帯保證に對し擔保を供するが如き場合に於ても許可を要する(昭和十五年二月九日大(警院檢事局質疑回答))。

外國人が外國に在る財産を擔保に供する場合には、此の規定の適用はなく(則四九條三項)、又、外國爲替銀行も其の適用を受けないのである(則七條七條)。

許可申請手續

外國居住者の債務に對して擔保を提供し、又は保證を爲さんとするものは、其の許可を得る爲に、本令附屬申請書式第三十一號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則四九條三項)。

第六章 在外財産の取得及び處分

第一節 在外不動産等の取得及び處分に關する取締

取得の制限

外國に在る不動産、鑛業權、漁業權、森林伐採權、工業所有權、事業、營業、事業若くは營業に對する出資、又は外國の國籍を有する船舶（外國に在る日本の國籍を有せざる船舶を含む）を取得するには、大藏大臣の許可を受けなければならぬ（則五〇條）。（第一項） 舊第七號省令第十六條ノ二の規定の外に、漁業權、事業、營業、事業若くは營業に對する出資が新たに加はつてゐる。此くの如く在外財産の取得に關する取締の範圍が擴大されたのは、在外財産の活用を其の眼目とするのであるが左に掲ぐる場合は特例として許可を受けずとも之を爲し得る（則五〇條）。

一 一箇年を通じ價格二萬圓相當額以下の關東州、滿洲國又は中華民國に在る財産を取得するとき

二 一箇年を通じ價額一萬圓相當額以下の第三國に在る財産を取得するとき

三 財産を取得するに必要な取引又は行爲を爲すにつき本令の規定に依り許可を受けたると

申請書式第三十二號(第五十條)

在外不動産等ノ取得許可申請書

(電話番號)

大藏大臣

殿

年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 取得スル不動産等ノ種類、數量、價額及所在地
- 二 事業、營業又ハ事業若ハ營業ニ對スル出資ノ取得ノ場合ニハ其ノ事業又ハ營業ノ財産及損益ノ狀況
- 三 取得ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 對價タル通貨其ノ他ノ財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 五 取得ノ豫定期
- 六 取得ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ハ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

き

- 四 鑛業權、漁業權又は工業所有權の設定を受けるとき
- 五 相続又は遺贈に因り取得するとき
- 六 官廳の取得するとき

此のうち第二號は、舊第七號省令の五萬圓相當額以下が五分の一に引下げられ、關東州、滿洲國又は中華民國の場合は幾分緩和されてゐるが、從來の自由限度五萬圓相當額に比すれば著しく少い。第三號は舊第七號省令第二號を改正したものであり、第四號には漁業權が加へられたが、其の他の規定は從來の儘である。

本令第五十條第一項の規定は、外國人が有償にて又は外國に在る財産を以て、本條に掲ぐる財産を取得する場合には之を適用しなす(第五〇條第二項)。

許可申請手續

本令第五十條第一項に規定する行爲を爲すにつき、大藏大臣の許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第三十二號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣出に提出

することを要する(則五〇)。(條三項)

第二節 在外事業、營業等に関する報告

第一款 收支豫算及び事業計畫の報告

第三國に於て事業又は營業を爲す者は、其の事業又は營業に關し各事業年度又は毎年一月より十二月までの期間に於ける收支豫算及び事業計畫につき、本令附屬報告書式第三十七號に依り在

報告書式第三十七號(第五十一條)

在外事業營業豫算報告書

(甲) 海運關係

昭和何年分

住所 氏名又は商號

區分	收 支 別		前 期		收 入		共 計		支 出				收 支		備 考	
	支	外 支	未 結 算	前 期	貨 物 運 賃	旅 客 運 賃	計	計	船 船 料	燃 料	運 河 船 運 賃	港 役 及 其 他	海 外 運 賃	計		本 邦 金 額
貨物客船																
油槽船																
其他(其の他)																
計																
海外關係																
合 計																

區分	收 支 別		前 期		收 入		共 計		支 出				收 支		備 考	
	支	外 支	未 結 算	前 期	貨 物 運 賃	旅 客 運 賃	計	計	船 船 料	燃 料	運 河 船 運 賃	港 役 及 其 他	海 外 運 賃	計		本 邦 金 額
貨物客船																
油槽船																
其他(其の他)																
計																
海外關係																
合 計																

準則 1. 第三國ニ於テ海運業ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ毎年一月ヨリ十二月迄ノ期間ノ分ニ付二通ヲ作成シ前年十二月末日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

2. 第三國ニ於ケル收入支出見込ニ付弗貨又ハ弗系通貨、磅貨又ハ磅系通貨及其ノ他ノ通貨ニ區分シ記載スベシ但シ本邦及關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル收入又ハ支出ニシテ第三國通貨ヲ以テ收入又ハ支出スルモノハ同様ノ方法ニ依リ該當額ニ括弧書外書スベシ
3. 金額ハ邦貨ヲ以テ記載シ外貨分ハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ記載スベシ但シ磅系通貨トハ英帝國各地通貨及磅貨ニ連繫セル通貨、弗系通貨トハ比律賓貨及弗貨ニ連繫セル通貨ノ區分ヲ謂フ
4. 海運關係支出中店舖經費ニ付テハ附屬内譯表ニ依リ之ガ内譯ヲ記載スベシ
5. 本邦ヨリノ送金額ハ銀行又ハ郵便局ヲ經由シテ爲サルモノニ限ル
6. 本邦報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 364 耗横 515 耗トスベシ

附屬海外店費内譯表

昭和何年分

氏名又ハ商號

店舖別	何店	本邦人勤務與給	外國人勤務與給	交通費	事務所費	交際費及實際附金	租稅公課	雜費	計	店費課達法
.....										
.....										
.....										
合 計										

準則 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

(Z) 保險關係

(1) 本邦ヨリノ賣再保險ヲ除ク保險關係

何國何市

何店分(被保險店何店何店)

昭和何年分

住所 氏名又ハ商號

區 分	收 入			支 出			差引	本邦ヨリ送金額ノ同金額
	保險金	再保險手立積立	其ノ他收入	保險料	再保險手立積立	代理店手立積立		
船舶保險								
積荷保險								
火災保險								
其ノ他ノ損害保險								
合 計								

- 準則
1. 第三國ニ於テ損害保險業ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ各在外駐轄店毎ニ毎年一月ヨリ十二月迄ノ期間ノ分ニ付二通ヲ作成シ前年十二月末日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 第三國所在店舖ニ於ケル營業又ハ海外店ヲ通ゼザル外國ヨリノ買再保險契約ニ

基ク收支、其ノ他本店勘定ニ屬スル保險契約ニ基クモノマシテ第三國トノ間ノ
送金ノ關係ヲ生ズルモノニ付收支豫想金額ヲ記載スベシ但シ本邦ヨリノ賣再保
險關係分ヲ除ク

3. 金額ハ邦貨ヲ以テ記載シ外貨分ハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ記載スベシ
4. 本邦ヨリノ送金額又ハ本邦ヘノ回金額ハ銀行又ハ郵便局ヲ經由シテ爲サルモノニ限ル
5. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦364 耗横515 耗トスベシ

外事業營業豫算報告書を作成シ、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(則五)。此
の報告書は海運關係、保險關係、海外貿易關係、拓殖、工業關係其他に之を區別し、各方面よ
り別個に提出せしめる。

收支豫算に關する分の書式は業種別となつてゐるが、事業計畫に關する分の書式は、資金關係
と物資關係とを別個に報告しなければならぬ。此の報告義務も本令に依り始めて制定された規定
であつて、爲替管理に新分野を開拓したものととして注目される。

(I) 本邦ヨリノ賣再保險關係 昭和何年分 氏名又ハ商號

區分	收 入				支 出			差引	本邦ヨリ 送金額、 本邦ヘ 回金額
	再保 險手 續料	再保 險金	ザ ア 積立	其 他 計	保 險 料	ザ ア 拂戻	ザ ア 利子		
船 舶 保 險									
積 荷 保 險									
火 災 保 險									
其 他 保 險									
合 計									

準則 1. 再保險賣先國別區分ハ、賣再保險契約先(又ハ取引先)保險會社ノ所在國別ニ依

關係ニハ貨物代金ヲ含マザルモノトス

4. 所要資金ノ欄ニ於テ投資ニ付テハ投資先名、投資ノ目的ヲ、借入金返済ニ付テハ相手方住所氏名ヲ、本邦へノ回金ニ付テハ營業利益金ノ回收、餘剰金ノ回收等其ノ内容ヲ夫々摘要ノ欄ニ記載スベシ
5. 資金調達ノ欄ニ於テ借入金ニ付テハ相手方住所氏名ヲ、本邦ヨリノ送金ニ在リテハ店舗經費其ノ他ノ目的ヲ、本邦以外ヨリノ送金ニ在リテハ送金仕出店名ヲ貸付金ノ回收ニ付テハ相手方住所氏名ヲ夫々摘要ノ欄ニ記載スベシ
6. 其ノ他各項目ニ付成ルベク具體的ニ内譯ヲ摘要欄ニ記載スベシ
7. 店舗經費ニ付テハ(甲)附屬海外店費内譯表ニ準ジ内譯表ヲ作成シ添附スベシ
8. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

(丁) 拓殖、工業關係、其ノ他

(1) 資金計畫

何國何市

何事業地(被稱營業事業地) 昭和何年何期分(自昭何年何月何日 至昭何年何月何日) 住所 氏名又ハ商號印

所 要 資 金	資 金 調 達
區 分 金 額 摘 要	區 分 金 額 摘 要

(1) 投資 (開墾費ヲ含ム)	(1) 手持 資 金 違 差
.....	2) 現 地 調 販
.....	製 品 入 金 他
(2) 生 産 費 代 賃	(3) 本 邦 ヨ リ 送 金
原 料 賃	(4) 外 國 他 店 ヨ リ 送 金
勞 賃	(5) 其 他
.....
(3) 事業費 (生産費ヲ除ク)
(4) 本邦へノ送金
(5) 外國他店へノ送金
(6) 其 他
.....
.....
合 計	合 計

- 準則 1. 第三國ニ於テ拓殖(栽培、森林伐採、水産、鑛業其ノ他之ニ類スルモノ)、工業其ノ他ノ事業又ハ營業(海運、保険及貿易ヲ除ク)ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ事業地毎ニ(被統轄事業地分ハ統轄事業地分ニ於テ之ヲ覆メテ記載スベシ)其ノ事業年度ノ區分ニ依リ、事業年度ナキ者ハ毎年一月ヨリ十二月迄ノ期間ニ依リ二通ヲ作成シ該事業年度開始ノ月ノ前月末日迄ニ又ハ前年十二月末日迄ニ最密日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
2. 拓殖業ニ附隨シテ海運、販賣、金融等ノ業務ヲ營ム者ニ在リテハ本書式ニ準ジ別ニ之ヲ報告スベシ
3. 其ノ他(丙)ノ準則2乃至8ニ準ズ

(I) 事業計畫

何國何市

何事業地分(被統轄事業地分)

昭和何年何月何日分(自昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

貨物ノ區分	生産			貨物ノ區分	處分		
	數量	金額	摘要		數量	金額	摘要
(1) 期首貨物				(1) 期末貨物			
.....						

(2) 生産貨物	(2) 處分貨物
.....		本邦向
.....		關滿支向
(3) 購入貨物	第三國向
.....		現地處分
.....		(3) 其ノ他
(4) 其ノ他
.....	
.....	
.....	
合 計		合 計	

- 準則 1. (I)ノ準則1ニ準ズ
2. 金額ハ事業地ノ所在地通貨ヲ以テ記載シ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ

3. 貨物ノ生産ノ額ノ購入貨物ハ他人ノ生産ニ係ル貨物ヲ購入スルモノヲ記載スベシ
4. 貨物ノ處分ノ額ノ本邦向處分貨物ニ在リテハ本邦へノ輸入ヲ希望スル貨物ヲ記載シ之ガ輸入見込價額ヲ金額欄ニ邦貨ヲ以テ記載シ輸入見込期毎數量ヲ摘要ノ欄ニ記載スベシ
5. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 紙横 364 紙トスベシ

第二款 在外事業營業實績報告

外國に於て事業又は營業を爲す者は、其の事業又は營業に關し、各事業年度又は毎年一月より六月まで、及び七月より十二月までの各期間に於ける外國に於て生じたる收入支出、本邦との間の送金其の他資本移動の狀況、各期末に於て外國に有する資産負債の内容につき、本令附屬報告書式第三十八號に依り報告書を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(則五)。本報告も、海運關係、保險關係、海外貿易關係、拓殖事業關係、製造工業關係、其の他の事業營業關係に區別し、夫々其の報告書式が定められてゐる。之れまた本令に依り始めて設けられた新規定であつて、爲替管理上必要なる資料を得ることを其の目的とする。

報告書式第三十八號(第五十二條)

(甲) 海運關係

在外事業營業實績報告書

(1) 收支總括表(關東州及滿洲國)×(中華民國)×(第三國)

昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

住所 氏名又ハ商號

在外店舖名	前期末殘高	當期中收入高	當期中支出高	當期末殘高
計				

1. 外國ニ於テ海運業ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間中ニ付二通ヲ作成シ各期間經過後二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
但シ本書式ニ依ル報告書ハ昭和十六年一月ヨリ六月迄ノ期間分ヨリ之ヲ提出スベシ

2. 當期中在外店舖ノ海外ニ於ケル收入及支出ニ付關東州及滿洲國、中華民國、第三國ノ三種ニ區分シ夫々別紙ニ記載スベシ但シ之等地域ニ所在スル出張所、代理店等ニシテ獨立ノ會計ヲ有セザルモノニ在リテハ統轄店ニ於テ取纏メ報告シ

- 準則 1. (I)準則ノ1乃至4(II)(イ)ノ準則4乃至6ニ準ズ
 2. 第三國所在店舗費ニ付テハ各店舗別ニ(III)第三國所在店舗費内譯表ニ依リ別ニ其ノ内譯ヲ報告スベシ
 3. 第三國所在店舗分ノ船舶需品購入費及其他ノ海運關係支出ニ付テハ一口千圓相當額以上ノモノニ在リテハ各店舗別ニ一口毎ニ需品又ハ該支出ノ種類、金額及購入又ハ支出ノ時期等ヲ記載シタル附屬表ヲ添付スベシ
 4. 海運關係以外ノ支出ノ欄ニハ借入金利子、證券保管料等海運關係以外ノ支出ヲ記載スベシ但シ第三國所在店舗分ニ在リテハ一口毎ニ支拂ノ相手方、支拂ノ時期、金額及取引ノ内容等ヲ記載シタル附屬表ヲ添付スベシ

(II) 期末在外資産負債

何國何市

本店勘定所屬分(又ハ何店勘定所屬分)

昭和何年上(下)期(昭和何年何月何日現在)

氏名又ハ商號

資 産			負 債		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
不 動 産			借 入 金		
備 有 價 證			預 算 前 受 金		
計			計		

付 運 金 貨	積 貨 物 金
未 預 現 金	運 貨 未 抛 金
.....
.....
.....
.....
計	計

- 準則 1. (I)ノ準則 1、4 及 5ニ準ズ
 2. 外國ニ在ル資産負債ニ付本店及各在外店舗分ヲ各所屬店舗毎ニ別紙ニ記載スベシ
- (III) 第三國所在店舗経費内譯表
- (イ) 總 括 昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 氏名又ハ商號

店 舗 名	所 在 地	勤 務 員 數	經 費	經 費 充 當 資 金 調 達 方 法	
				本 邦 ヲ リ 金	海 外 ニ 於 テ 其 ノ 他 ノ 方 法
		邦 人		於 海 外 ニ 於 テ 其 ノ 他 ノ 方 法
		外 人	
計					

準則 1. (I)ノ準則ニ準ズ
 第六條 在外財産の取得及び処分

2. 金額ハ支出セル通貨ヲ以テ記載シ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ
3. 勤務員數ハ期末現在員數ニ依ルベシ
4. 經費及經費充當資金調達方法ニ付テハ(ロ)店舗經費明細ニ依リ別ニ明細ヲ報告スベシ
5. 統轄店ニ於テ轄統店分ヲ取纏メ記載シ店舗名稱ニ被統轄店名ヲ附記スベシ
6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦257耗横304耗トスベシ

(ロ) 店舗經費明細

何國何市何店舗(被統轄店何店何店)

氏名又ハ商號

區分	經費	經費充當資金調達方法
1. 本邦人勤務員給與料當計 小	何人	(イ) 本邦ヨリノ送金
2. 外國人勤務員給與料當計 小	何人	

		(ロ) 現地調達
(3) 交通費計	交通費計	(ハ) 其ノ他ノ方法ニ依ル調達
(4) 事務所及建物施設費用計	事務所及建物施設費用計	
(5) 交際費及寄附金計	交際費及寄附金計	
(6) 租税公課	租税公課	
(7) 雜費計	雜費計	
合	合計	

- 準則 1. (イ)ノ準則1乃至3及5ニ準ス
2. 交際費及寄附金、雜費ニ付テハ一口千圓相當額以上ノモノニ在リテハ其ノ内容ヲ記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
3. 經費充實資金調達方法ノ體ニハ經費合計金額ニ付之方調達方法ヲ記載スルモノトシ本邦ヨリノ送金、現地調達、其ノ他ノ方法ニ依ル調達ニ區分シ、本邦ヨリノ送金分ニ在リテハ一口毎ニ送金月日、經由銀行名及金額ヲ、現地調達分ニ在リテハ之ガ内容ヲ、其ノ他ノ方法ニ依ル調達分ニ在リテハ邦人勤務員給與ノ邦貨拂、國債債券ノ買入、會社ノ預ケ金等ニ區分シ具體的ニ記載スベシ
4. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦364耗横257耗トスベシ

(乙) 保險關係
(1) 海外店勘定

(イ) 總括表

昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 住所 氏名又ハ商號

店 鋪 別	受		入		拂		出		差引
	各種保險勘定 火船積貨 其他	利息 及雜 收入 計	海外店ヨリ送金 計	本邦ヨリ送金 計	本邦及 海外店 ニ對シテ ノ海上 保險金 及雜 支出 計	保險 關係 他 店 ノ 送 金 回 金 計	海外 店 ノ 回 金 計		

滿洲及 朝鮮 在分 店 何 分 何 分 分 計	第三國所在 分 何 分 何 分 分 計	受		入		拂		出		差引
		各種保險勘定 火船積貨 其他	利息 及雜 收入 計	海外店ヨリ送金 計	本邦ヨリ送金 計	本邦及 海外店 ニ對シテ ノ海上 保險金 及雜 支出 計	保險 關係 他 店 ノ 送 金 回 金 計	海外 店 ノ 回 金 計		

- 準則 1. 外國ニ於テ損害保險業ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間分ニ付二通ヲ作成シ各期間經過後二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ本書式ニ依ル報告書ハ昭和十六年一月ヨリ六月迄ノ期間分ヨリ之ヲ提出スベシ
2. 外國所在ノ代理店又ハ支店ニ於テ當期中收入又ハ支出シタル金額(本邦ヨリノ賣再保險勘定收支ヲ除ク)ニ付關東州及滿洲國所在店分又ハ中華民國所在店分ハ夫々之ヲ取纏メ記載シ、第三國所在店分ハ各統轄店毎ニ記載シ被統轄店名ヲ附記スベシ尙特ニ代理店勘定ヲ設ケザルモ海外ニ於テ生ジタル收支差引殘額ヲ送金又ハ在外預金受拂ニ依リ決済スルモノニ付テモ之ヲ記載スベシ

3. 金額ハ邦貨ヲ以テ記載シ外貨分ハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ記載スベシ尙本報告書ニ於テ送金又ハ回金トハ銀行又ハ郵便局ヲ經由シテ爲サルモノニ限ル
4. 受入ノ部各種保險勘定收支殘額ハ支出超過ノモノニ付テハ赤字スベシ尙之ガ内譯ハ別ニ(ロ)各種保險勘定收支殘額内譯ニ依リ報告スベシ
5. 第三國所在店分保險關係以外受入、同拂出ニ付テハ一口五千圓以上ノモノニ在リテハ各店毎ニ其ノ受入又ハ拂出相手方、時期及金額並取引ノ内容ヲ記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
6. 海外他店ヨリノ送金及海外他店ヘノ送金ニ付テハ一口毎ニ仕出他店又ハ仕向地店、金額及其ノ内容ヲ本邦ヨリノ送金又ハ本邦ヘノ回金ニ付テハ一口毎ニ送金又ハ回金ノ月日、金額及經由銀行名ヲ夫々記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
7. 元受保險並買再保險ニ於ケル保險金又ハ損害填補金ノ拂出及本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於テ締結シタル契約ニ基ク海上保險損害填補金ノ拂出ニ在リテハ一口五千圓以上ノモノニ付保險ノ種類、保險金又ハ損害填補金支拂額(支拂通貨別) 保險金受ノ取人住所、氏名及保險金支拂年月日ヲ記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
8. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縱 304 耗横 515 耗トスベシ

(ロ) 各種保險勘定收支殘額内譯

何保險之部 昭昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 氏名又ハ商號

受 拂 店 鋪 別	受			入			拂 出			差引 殘額
	保險 金	保險 料	再保 險 手 續 費	再保 險 手 續 費	其 他 受 入	計	保險 金	保險 料	再保 險 手 續 費	
關東州及滿洲國所在分										
中華民國所在分										
第三國所在分										
何々店分										
第三國所在分計										

- 準則 1. (イ)ノ準則1乃至3及8ニ準ズ
2. 海外各店保險勘定收支ニ付船舶保險、積荷保險、火災保險、其ノ他ノ損害保險ノ種類ニ區分シ各別紙ニ記載スベシ

(II) 買再保險勘定 昭昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 氏名又ハ商號

受拂 区分	受入			拂出			差引 残額 方法
	再保 手数料	再保 金	レザ レ積立 其ノ他 計	保 険料	レザ レ戻 レザ レ利子 其ノ他 計	其ノ他 計	
船 舶 保 險	英國ノ計 米國ノ計 其ノ他						
積 荷 保 險	英國ノ計 米國ノ計 其ノ他						
火 災 保 險	英國ノ計 米國ノ計 其ノ他						
其 他 保 險	英國ノ計 米國ノ計 其ノ他						
合計							

- 準則 1. (イ)ノ準則1乃至3及8ニ準ズ
2. 本邦ヨリ外國ヘノ買再保險勘定收支(海外店ヲ通ジタルモノ及之ヲ通ゼルモノノ總テヲ含ム)ニ付船舶(船費ヲ含ム)、積荷、火災、其ノ他ノ損害保險ノ区分ニ分チ記載スベシ

3. 再保險賣先國別区分ハ、買再保險特約先(又ハ取引先)保險會社ノ所在國別ニ依リ英國分、米國分、其ノ他ノ外國分ニ區分スベシ
4. 差引残額決済方法ニ付テハ當期中ニ於ケル差引残額ヲ現貨ニ資金ノ受拂ニ依リ決済セルモノニ付本邦ヨリノ送金、本邦ヘノ回金、外國ニ在ル銀行預金ノ拂出、同銀行預金ノ預入、海外店舖ヨリノ送金又ハ本邦ヨリ海外店舖ヘノ送金其ノ他ニ區分シ其ノ金額ヲ記載スベシ

(I) 本店ノ元受保險又ハ買再保險勘定其ノ他
 昭和何年上(下)期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 氏名又ハ商號

區 分	受 拂		本 邦 へ ノ 回 金		本 邦 ヨ リ ノ 送 金	
	保 險 料	其 ノ 他	保 險 料	其 ノ 他	保 險 金	其 ノ 他

- 準則 1. (I)(イ)ノ準則1乃至3ニ準ズ
2. 海外店ヲ通ゼサル元受保險契約又ハ買再保險契約ニ基クモノ其ノ他外國トノ間ノ損害保險關係回金又ハ送金ニシテ(I)及(II)ニ含マレザルモノニ付相手國別ニ別紙ニ取引種類別ニ記載スベシ
3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦182 耗横 257 耗トスベシ

準則 1. 外國ニ於テ貿易業ヲ營ム者ハ本書式ニ依リ各事業年度ノ區分ニ依リ、事業年度ナキ者ハ毎年一月ヨリ六月及七月ヨリ十二月迄ノ期間ニ依リ二通ヲ作成シ該事業年度又ハ該期間經過後二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ本書式ニ依ル報告書ハ昭和十六年六月以降ニ終ル事業年度又ハ期間分ヨリ之ヲ提出スベシ

2. 在外支店、出張所等ノ各店舗毎ニ別紙ニ記載スベシ但シ派出所、駐在員等ニシテ獨立ノ會計ヲ有セス他ノ店舗ニ統轄セラレ居ル分ニ付テハ該統轄店ニ於テ之ヲ一括記載シ被統轄店名ヲ該當欄ニ記載スベシ
3. 金額ハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ記載スベシ
4. 第三國所在店舗ノ營業費ニ付テハ別ニ(Ⅱ)ニ依リ之ガ明細ヲ報告スベシ
5. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 210 耗横 297 耗トスベシ

何國何市

何店(被統轄店何店何店) 昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(Ⅰ) 營業費ノ明細

書式ハ(甲)(Ⅱ)(ロ)ノ例ニ準ズ

- 準則
1. (Ⅰ)ノ準則 1 乃至 3 ニ準ズ
 2. 其ノ他(甲)(Ⅱ)(ロ)ノ準則 2 及 3 ニ準ズ
 3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

何國何市

何店(被統轄店何店何店) 昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(Ⅰ) 本邦トノ間ニ於ケル送金其ノ他ノ資金移動

本邦へノ回金			本邦ヨリノ送金		
區分	金額	摘要	區分	金額	摘要
合計			合計		

- 準則
1. (Ⅰ)ノ準則 1 乃至 3 及 5 ニ準ズ
 2. 本邦へノ回金ノ欄ニハ銀行經由若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依リ本邦ニ回金シタルモノ(本邦ヨリノ輸出貨物代金ヲ除ク)又ハ相殺勘定ニ依リ本邦店ニ於テ借記シタルモノヲ、本邦ヨリノ送金ノ欄ニハ銀行經由若ハ本邦ヨリ仕向ケタル郵便爲替ニ依リ送金シタルモノ(本邦へノ輸入貨物代金ヲ除ク)又ハ相殺勘定ニ依リ本邦店ニ於テ貸記シタルモノヲ記載スベシ
 3. 區分ノ欄ニハ銀行ヲ經由シタルモノ、郵便爲替ニ依ルモノ、相殺決済ニ依ルモノニ區分シ其ノ順序ニ銀行ヲ經由シタルモノハ銀行、郵便爲替ニ依ルモノハ郵

- 準則 1. (1)ノ準則1乃至3ニ準ズ
2. 土地建物ニ付テハ各坪數ヲ、其ノ他ノ科目ニ在リテハ其ノ内容ヲ摘要ノ欄ニ具體的ニ記載スベシ
3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦364糎横257糎トスベシ

(丁) 拓殖事業關係
 (1) 事業ノ概況
 何國何市
 何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日) 住所 氏名又ハ商號

(イ) 一般業況

- (1) 權益獲得ノ沿革及權益ノ内容
- (2) 設備又ハ施設
- (3) 生産、採業狀況 月産能力 何程
- (4) 従業人員 本邦人 何名 現業員(勞務者ヲ含ム) (本邦人 何名 外國人 何名)
- (5) 生産高及生産品需給狀況
- (6) 投資額

準則 1. 外國ニ於テ拓殖業(栽培業、森林伐採業、水産業、鑛業其ノ他之ニ類スルモノ)ヲ提出スベシ

- ヲ管ム者ハ該事業ニ付本書式ニ依リ各事業年度ノ區分ニ依リ、事業年度ナキモノハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ期間ニ依リ二通ヲ作成シ該事業年度又ハ該期間經過後二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ本書式ニ依ル報告書ハ昭和十六年六月以降ニ終ル事業年度又ハ期間分ヨリ之ヲ提出スベシ
2. 栽培業、森林伐採業、水産業、鑛業等拓殖業ニ併セ之ニ附隨スル事業トシテ海運、販賣、金融等ノ事業ヲ爲ス者ニ在リテハ該附屬事業ニ付テモ本書式ニ準ジ別ニ之ヲ報告スベシ
3. 各事業地別ニ別紙ニ記載スベシ但シ獨立ノ會計ヲ有セザルモノニ在リテハ之ヲ統轄スル事業地ニ於テ取經メ記載シ被統轄事業地名ヲ該當欄ニ附記スベシ
4. 金額ハ事業地ノ所在地通貨ヲ以テ記載シ外貨ニ在リテハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ
5. 投資額ハ本事業ニ實際ニ投下シタル資産總額ヲ謂ヒ減價償却ヲ爲サザルモノトス但シ其ノ算出困難ナルトキハ之ガ見込時價額等ヲ記載シ其ノ算出基礎ヲ附記スベシ
6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦257糎横364糎トスベシ

(ロ) 栽培又ハ森林伐採地狀況

標準圖表 在外財産の取得及び処分

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何期分(昭和何年何月何日現在)

氏名 又ハ商號

所在地名	所有地面積	租借地面積	事業地面積計	用途別内譯	
				栽培又ハ植林面積	建物用地未開墾地
				樹種及樹齡	内、探取又ハ伐採可能面積
計					

- 準則 1. 外國ニ於テ栽培又ハ森林伐採業ヲ營ム者ニ限リ本報告書式ニ依リ報告スベシ
 2. 其ノ他(イ)ノ準則 3乃至6ニ準ズ

(ハ) 生産販賣状況

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名 又ハ商號

生産物ノ種類	期首在量	營 期 中		處 分 ノ 内 譯		差引期末在量
		生産數量	處分數量	仕向地	數量	
				本 邦		
				關 滿 支		
				第三國又ハ現地處分		

- 準則 1. (イ)ノ準則 1乃至4及6ニ準ズ
 2. 各生産物ノ種類毎ニ取纏メ記載スベシ
 3. 處分ノ内譯ノ欄ニハ代金受領ノ通貨ヲ以テ記載ノ上邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ但シ本邦ニ無爲替輸入シタルモノニ在リテハ其ノ旨記載シ販賣金額ニ輸入價額ヲ邦貨ヲ以テ記載スベシ

(II) 外國於テ生ジタル收入支出

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

収入部			支出部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
現在商品			繰越商品		
商品			更生		
利			新産		
雑			費		
当期損失			業費(生産費)		
			子		
			支		
			不		
			期		
			利		
			益		
			金		
合計			合計		

準則 1. (I)(イ)ノ準則1乃至4及6ニ準ズ
 2. 生産物ニ付テハ生産ニ要シタル物件費人件費等ノ内訳ヲ成ルベク具體的ニ掲記シ
 3. 事業費ニ付テハ別ニ(II)ニ依リ之ガ明細ヲ報告スベシ

(I) 事業費ノ明細

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何月何日(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號[㊟]

書式ハ(甲)(乙)(丙)ノ例ニ準ズ

準則 1. (I)ノ準則1乃至4ニ準ズ

2. 其ノ他(甲)(乙)(丙)ノ準則2乃至4ニ準ズ

(II) 本邦トノ間ニ於ケル送金其ノ他ノ資金移動

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何月何日(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號[㊟]

書式ハ(丙)(II)ノ例ニ準ズ

準則 (丙)(II)ノ準則ニ準ズ

(V) 期末在外資產負債

何國何市

何事業地(被統轄事業地何事業地)

昭和何年何月何日(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ社號

資			債		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
(1) 固定資産			(1) 負債		
土地建物			借入金		
船舶			外掛掛り受		
漁機			預備		
器具					
什業					
探權					
採權					
流動資産			(2) 資本主勘定		

品		品	
金額	摘要	金額	摘要
製品		本店勘定	
貯蓄預現		何店勘定	
(3) 其他		
当期損失		当期利益金	
合計		合計	

1. (I)(X)ノ準則1乃至4ニ準ズ
2. 土地建物ニ付テハ各坪數ヲ共ノ他ノモノニ在リテハ其ノ内容ヲ摘要ノ欄ニ記載スベシ
3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 364 耗横 257 耗トスベシ

(戊) 製造工業関係

何國何市

何工場(被統轄工場何工場)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日
至昭和何年何月何日)

住所 氏名又ハ商號

(1) 事業ノ概況

- (1) 設備
- (2) 操業状況

- (3) 従業員 工員 (本邦人 何名 其ノ他(本邦人 何名 外國人 何名)
- (4) 生産高
- (5) 投資額

準則

1. 外國ニ於テ製造工業(紡績、染色、織物製造、製粉、製油、機械製造、其他製造加工ヲ主トスルモノ)ヲ營ム者ハ該事業ニ付本書式ニ依リ各事業年度ノ區分ニ依リ、事業年度ナキ者ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ期間ニ依リ二通ヲ作成シ該事業年度又ハ該期間經過後二箇月間内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ本書式ニ依ル報告書ハ昭和十六年六月以降ニ終ル事業年度又ハ期間分ヨリ提出スベシ

2. 各工場別ニ別紙ニ記載スベシ但シ獨立ノ會計ヲ有セザル工場ニ在リテハ之ヲ統

轄スル工場ニ於テ取纏メ記載シ被統轄工場名ヲ該當欄ニ附記スベシ

- 3. 設備ニ付テハ期末ニ於ケル機械臺數又ハ生産設備ノ概要ヲ記載スベシ
- 4. 操業状況ニハ日産、月産又ハ年産能力ヲ附記シ該年度中ノ操業状況ヲ記載スベシ
- 5. 生産高ニ付テハ製品別ニ該年度中ノ生産數量及之ガ金額ヲ記載スベシ
- 6. 金額ハ工場所在地通貨ヲ以テ記載シ外貨ニ在リテハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ
- 7. 投資額ハ本事業ニ實際ニ投下シタル資産總額ヲ謂ヒ減價償却ヲ爲サザルモノトス但シ其ノ算出困難ナルトキハ之ガ見込時價額ヲ記載シ其ノ算出基礎ヲ附記スベシ
- 8. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

何國何市

何工場(被統轄工場何工場)

(II) 外國 = 於テ生ジタル收入支出

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

收 入			支 出		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
現在原材料半製品製 品 製 品 上			繰越原材料半製品製 品 原材料又ハ商品仕入		
副 産 物 收 入			仕 入 諸 掛 費		
配 當 收 入			製 造 業 費		
雜 收 入			不 動 産 其 ノ 他 ノ 償 却		
.....				
當 期 損 失 金			當 期 利 益 金		
合 計			合 計		

準則 1. (I)ノ準則1、2、6及8ニ準ズ

2. 營業費ニ付テハ別ニ(III)ニ依リ之ヲ明細ヲ報告スベシ

何國何市

何工場(被統轄工場何工場)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(III) 營業費ノ明細

書式ハ(甲)(II)(ロ)ノ例ニ準ズ

準則 1. (I)ノ準則1、2、及6ニ準ズ

2. 其ノ他甲(II)(ロ)ノ準則2乃至4ニ準ズ

何國何市

何工場(被統轄工場何工場)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日 至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(IV) 本邦トノ間ニ於ケル送金其ノ他ノ資金移動

書式ハ(丙)(III)ノ例ニ準ズ

準則 (丙)(III)ノ準則ニ準ズ

何國何市

何工場(被取締役工場何工場)

(V) 期末在外資産負債 昭和何年何期分(自昭和何年何月何日) 住所 氏名又ハ商號

資 産			負 債		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
土地			本店		定 金
機械			店 勘		金 形
建設			掛 拂		金 形
半製品			手 入		金 形
製 品			取 手		金 形
取 手			資 借		金 形
受出預現		
当期損失			當 期 利 益		金
合 計			合 計		

準則 1. (I)ノ準則1、2及6ニ準ズ
 2. 借入金、雑債權、雑債務、假受、假拂、受取未済又ハ支拂未済等ニ付テハ一口

一 一萬圓相當額以上ノモノニ付金額、取引相手方、種類等ヲ記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
 3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦364耗横257耗トスベシ

(突) 其ノ他ノ事業營業關係
 何國何市
 何店(被取締役店何店何店)

昭和何年何期分(自昭和何年何月何日) 住所 氏名又ハ商號

(I) 事業ノ概況
 (1) 事業又ハ營業ノ種類
 (2) 事業又ハ營業ノ内容及該年度中取扱數量金額
 (3) 投資金額

準則 1. 第五十二條ノ規定ニ依リ報告ノ義務ヲ有スル者ノ内(甲)乃至(戊)ニ掲ゲザル事業又ハ營業ヲ爲ス者ハ本書式ニ據リ十二月迄ノ期間ニ依リ、事業年度シテ但シ該事業年度又ハ該期間經過後二月内ニ最寄月以降ニ終ル事業年度又ハ期間分ヨリ提出スベシ
 2. 各店別ニ別紙ニ記載スベシ但シ獨立ノ會計ヲ有セザルモノニ在リテハ之ヲ統轄スル店舗ニ於テ取纏メ記載シ被取締役店名ヲ該當欄ニ附記スベシ
 3. 金額ハ店舗所在通貨ヲ以テ記載シ外貨ニ在リテハ爲替相場ニ依ル邦貨換算額ヲ併記括弧書スベシ
 4. 投資額ハ本事業ニ實際ニ投下シタル資産總額ヲ謂ヒ減價償却ヲ爲サザルモノトス但シ其ノ算出困難ナルトキハ之が見込時期ヲ記載シ其ノ算出基礎ヲ附記スベシ
 5. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦257耗横364耗トスベシ

何國何市
何店(被納店何店何店)

昭和何年何月何日分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(I) 外國ニ於テ生ジタル收入支出

收			入			支			出		
科	目	金額	摘要	科	目	金額	摘要	科	目	金額	摘要
現在商品	製			繰越商品	製						
商	品			商	品						
事	業			仕	入						
配	業			支	掛						
雑	收			業	費						
	管			不	動						
	收			動	産						
	入			其	他						
	金			ノ	償						
	入			却	却						
						
期	營			當	期						
損	失			利	益						
金	金			金	金						
合	計			合	計						

準則 1. (I)ノ準則 1 乃至 3 及 5ニ準ズ
 2. 事業營業費ニ付テハ別ニ(II)ニ據リ之ガ明細ヲ報告スベシ
 何國何市
 何店(被納店何店何店)

昭和何年何月何日分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(II) 事業營業ノ明細

書式ハ(甲)(II)(ロ)ノ例ニ準ズ

準則 1. (I)ノ準則 1 乃至 3ニ準ズ

2. 其ノ他(甲)(II)(ロ)ノ準則 2 乃至 4ニ準ズ

何國何市
何店(被納店何店何店)

昭和何年何月何日分(自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

氏名又ハ商號

(III) 本邦トノ間ニ於ケル送金其ノ他ノ資金移動
 書式ハ(丙)(III)ノ例ニ準ズ
 準則 (丙)(III)ノ準則ニ準ズ

何國何市
何店(被監査店何店何店)

昭和何年何月何日
自昭和何年何月何日
至昭和何年何月何日

氏名又ハ商號

(V) 期末在外資産負債

資 産			負 債		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
土地			本店		定 金
商賣			買掛		金
地品			店掛		金
製掛			未掛		金
業未			借入		金
費收		
.....		
土商		
賣事		
出預		
現		
.....		
當期			當期		利 益
損			金		金
失		
金		
.....		
合 計			合 計		

- 準則 1. (I)ノ準則 1乃至3ニ準ズ
2. 借入金、雑債権、雑債務、假受、假掛、受取未済又ハ支拂未済ニ付テハロー一萬圓相當額以上ノモノニ付金額、取引相手方、種類等ノ内譯ヲ記載シタル附屬表ヲ添附スベシ
3. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ、縦 364 耗横 257 耗トスベシ

第三款 在外子會社に關する報告

本邦會社にして外國に其の子會社を有する者は、之につき本令附屬報告書式第三十九號に依り次頁に掲ぐるが如き在外子會社報告書二通を作成し、最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則五)。本令に於て外國子會社と稱するのは、本邦人又は本邦人が資本金の二分の一以上を占め、若くは其の他の關係に於て經營を支配する外國法人、又は之に準ずるものを謂ふのである。

此の報告は海外に於ける本邦人關係企業の情勢を知る爲めに必要なるものであつて、國際情勢の變化に依り其の影響を受ける所が最も多いから、之が調査は等閑に附することが出来ぬ。

報告書式第三十九條(第五十三條)

在外子會社報告書

昭和何年何月何日現在 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月何日)

子會社ノ稱	所在地	組織	資本及株式	代表者名	子會社ノ事業目的	子會社ニ對スル出資額	子會社ニ對スル配當狀況	備考

- 準則
- 本報告書ハ二通ヲ作成シ本令施行ノ際子會社ヲ有スル者ニ在リテハ本年五月末日迄ニ、本令施行後子會社ヲ有スルニ至リタル者ハ子會社ヲ有スルニ至リタルトキヨリ二箇月内ニ、報告後其ノ内容ニ付異動ヲ生ジタル者ハ異動ヲ生ジタルトキヨリ二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 - 組織ノ欄ニハ法人又ハ組合ノ別及法人ニ在リテハ株式會社、合名會社、合資會社又ハ有限會社等ノ別ヲ記載スベシ
 - 子會社ニ對スル支配狀況ノ欄ニハ財務(出資、貸付金又ハ社債保有)、技術又

- 經營等ノ關係ニ區分シ其ノ支配狀況ヲ成ルベク詳細ニ記載スベシ
- 子會社ニ對スル出資額ノ欄ニハ名義者ノ如何ヲ問ハズ實際上ノ出資額ヲ記載シ其ノ内容ヲ詳細附記スベシ
- 備考ノ欄ニハ子會社ノ設立年月及子會社ヲ有スルニ至リタル年月ヲ記載スベシ
- 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

第四款 在外財産に關する報告

外國に財産を有する者は、其の財産に關し毎年一月より六月まで及び七月より十二月までの各期間に於ける増減の内容、及び各期末に於ける現在高につき報告しなければならぬ(則五四)。

報告すべき在外財産からは外貨證券、預け金及び貸付金を除外してゐるが、舊第七號省令第二十四條ノ四の同一規定では信託の受益權をも亦除外した。官廳又は外國に於て事業若くは營業を爲す者には本規定を適用しない(則五四)。

又、關東州、滿洲國に在る財産については報告するに及ばない(報告書式第四〇條準則)。

本報告は後述の凍結財産報告とは別個に之を提出せねばならぬ。

報告書式第四十號(第五十四條)

二五二

在外財産報告書

自昭和何年何月何日
至昭和何年何月何日

住所氏名又ハ商號
自昭和何年何月何日分
至昭和何年何月何日分

(前回は提出)

所在地	財産ノ種類	前回は報告高		當期中増加高		當期中減少高		實現期末高		所有ノ目的	備考
		数量	金額	増加ノ数量	増加ノ金額	減少ノ数量	減少ノ金額	實現ノ数量	實現ノ金額		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各期分ヲ期間經過後二箇月内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 關東州又ハ滿洲國ニカス財産ニ付テハ報告スルニ及ハズ
 3. 財産ノ種類ノ欄ニハ不動産動産及其ノ他ニ區分シ適宜其ノ内譯ヲ附スベシ
 4. 本報告書ハ用紙ノ大イサハ縦 257 横 364 粒トスベシ

此の報告書は本令附屬報告書式第四十號に依り、次頁上掲の在外財産報告書二通を作成し、各期分を期間經過後二箇月内に最寄日本銀行を經て大藏大臣に報告するのである。

第三節 在外財産の處分

第一款 圓ブロックへの輸入又は資金移動の爲にする處分

取締の範圍

第三國より關東州、滿洲國又は中華民國に貨物を輸入し、又は資金を移す爲めに、第三國に在る財産を處分するには、大藏大臣の許可を受けなければならぬ(則四五條一項)。

之は在外財産の活用を眼目とする規定であつて從來の省令には見ることが出来なかつた。併し此の規定にも特例があり、左に掲ぐる場合には之を自由に任せてゐる。

- 一、本令の規定に依り、第三國より關東州、滿洲國又は中華民國に貨物を輸入する爲め、許可を受けて本邦より送金したる資金を處分するとき

申請書式第三十三號(第五十五號)

1145

關東州、滿洲國又は中華民國より輸出したる貨物
輸入等ノ爲ノ在外財産處分許可申請書
大藏大臣 殿

(電話番號)

年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 二 處分ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 三 處分ノ豫定時期
- 四 輸入貨物ノ品名、數量及價額又ハ送付資金ノ金額及送付方法
- 五 荷受人又ハ資金受取人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 六 荷送人又ハ送金者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 七 處分ヲ必要トスル事由
- 八 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

二、關東州、滿洲國又は中華民國より輸出したる貨物の代金其の他關東州、滿洲國又は中華民國と第三國との間の取引より生じたる財産を處分すること

許可申請手續

右の行爲を爲すにつき許可を受けんとする者は本令附屬申請書式第三十三號に依り、上掲の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出するのである(則三五、條二項)。

處分の報告

本令第五十五號の規定に依り、許可を受け又は許可の要なくして第三國に在る財産を處分したる者は、本令附屬報告書式第四十一號に依り報告書三通を作成し、其の處分を爲したる月の翌月十五日までに、最寄日本銀行を經て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則三五、條三項)。

第二款 在外資金の貸付、在外財産の取得又は在外財産取得の爲めの在外財産の處分

取締の範圍

報告書式第四十一條 (第五十五條)

關東州、滿洲國又ハ中華民國へノ貨物ノ輸入又ハ資金移動ノ爲ノ在外財産處分報告書

昭和何年何月分

住所 氏名又ハ商號

(前回提出 昭和何年何月分)

種類	數量	所在地	關・滿・支へノ輸入貨物又ハ送付資金		備考
			貨物又ハ別資金受取人又ハ貨物價額	資金ノ別資金受取人又ハ送金額	

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ處分ヲ爲シタル月ノ翌々月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 金額又ハ價額ノ欄ニハ處分シタル財産ヲ資金ノ場合ニ在リテハ其ノ金額ヲ、其ノ他ノ財産ノ場合ニ在リテハ其ノ處分價額ヲ記載スベシ
 3. 荷受人又ハ資金受取人ノ欄ニハ荷受人又ハ資金受取人ノ住所、氏名又ハ商號ヲ記載スベシ
 4. 貨物價額又ハ送金額ノ欄ニハ貨物ニ在リテハ該貨物ノ買入價額及之ガ買入ニ

5. 備考ノ欄ニハ在外財産ノ處分ノ目的ガ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ貨物ヲ輸入スルモノニ在リテハ該貨物ノ品名、數量、輸入地及輸入ノ時期又ハ豫定時期ヲ記載スベシ
6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗廣 364 耗トスベシ

本令は在外資金の貸付、在外財産の取得又は處分に關し種々の制限を加へてゐる。第五十六條は之等に對する取締を一括した規定であつて左に掲ぐる取引又は行爲を要許可事項とした(第五十六條第一項)。

- 一、本邦居住者に對する外國に在る資金の貸付
 - 二、外國に在る資金を以て爲す本邦内に在る財産の賣却代金の受領
 - 三、外國に在る資金を以て爲す本邦内に在る財産の買入代金の支拂
 - 四、外國に在る財産の賣却にして其の代金を本邦内に在る資金を以て受領するもの
 - 五、外國に在る財産にして其の代金を本邦内に在る資金を以て支拂ふもの
 - 六、外國に在る財産と本邦内に在る財産の交換
- 之等は何れも、在外資金及び在外財産の確保を目的とする取締規定である。併し左に掲ぐる場

申請書式第三十四號(第五十六條)

外國ニ在ル資金ノ貸付、在外財産ノ取得又ハ
在內財産取得ノ爲ノ在外財産處分許可申請書

(電話番號
傳言番號)

大藏大臣

年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)



標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 資金ノ貸付又ハ財産ノ取得若ハ處分ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 二 貸付金ノ種類、金額及主要條件
- 三 處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 四 取得スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 五 貸付又ハ財産ノ取得若ハ處分ノ豫定期
- 六 貸付又ハ財産ノ取得若ハ處分ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 第一項ノ相手方ハ左記ノ者ノ住所、職業及氏名又ハ商號ヲ記載スベシ
- (イ) 在外資金ノ貸付ニ在リテハ在內債務者

合には此の規定を適用しない(第五十六條第二項)。

- (ロ) 在內財産ノ賣却ニ在リテハ其ノ買受人及外國ニ於ケル代金支拂人
- (ハ) 在內財産ノ買受ニ在リテハ其ノ賣却人及外國ニ於ケル代金受取人
- (ニ) 在外財産ノ賣却ニ在リテハ其ノ買受人及本邦ニ於ケル代金支拂人
- (ホ) 在外財産ノ買受ニ在リテハ其ノ賣却人及本邦ニ於ケル代金受取人
- (ヘ) 在內財産ト交換ニ在外財産ヲ取得スル場合ニ在リテハ在內財産ノ取得者及
在外財産ノ引渡人
- (ト) 在外財産ト交換ニ在內財産ヲ取得スル場合ニ在リテハ在外財産ノ取得者及
在內財産ノ引渡人
- (三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

- 一、外國爲替銀行が業務として爲すとき
- 二、外國爲替銀行の取引又は行爲の相手方として爲すとき
- 三、本令の他の規定に依り許可を受けて外國に在る財産を取得又は處分するとき
- 四、本令の規定に依り取引又は行爲の相手方が許可を受けて外國に在る財産を取得又は處分するとき

五、官廳の爲すとき

許可申請手續

前記の行爲を爲すにつき許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第三十四號に依り前頁所載の如く許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出するのである(第五六條三項)。

第三款 在外財産の無償又は低價處分

取締の範圍

外國に在る財産を無償又は不當に低廉なる價格にて處分する場合は、大藏大臣の許可を受くることを必要とする(第五七條一項)。但し左に掲ぐる場合は此の限りでない。

- 一、營業上必要なる寄贈を爲す爲め、又は公共團體、慈善團體其他之に準ずるものに寄贈する爲め、一箇年を通じ二萬圓相當額以下の關東州、滿洲國又は中華民國に在る財産を處分するとき
- 二、營業上必要なる寄贈を爲す爲め、又は公共團體、慈善團體其他之に準ずるものに寄贈する爲め、一箇年を通じ五千圓相當額以下の第三國に在る財産を處分するとき

申請書式第三十五號(第五十七條)

在外財産無償處分等許可申請書		(電話番号 擔當者)
大藏大臣	殿	
年	月	日
申請者ノ住所		
職業、氏名又ハ商號		
(代表者氏名)		
標題ノ件左ノ通及申請候也		
一	處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地	
二	處分スル相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號	
三	對價タル通貨其ノ他ノ財産ノ種類、數量、價額及所在地	
四	處分ノ豫定期	
五	無償處分又ハ低價處分ヲ必要トスル事由	
六	其ノ他參考トナルベキ事項	

注意 (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

三、本令の他の規定に依り許可を受けて處分するとき

四、官廳の爲すとき
許可申請手續

本令第五十七條の行爲を爲すにつき許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第三十五號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出するのである(則五七。條二項)。

第四節 資金の回收義務

賣却又は讓渡代り金

(1) 取締の範圍

外國に在る不動産、鑛業權、漁業權、森林伐採權、工業所有權、船舶、事業、營業、又は事業若くは營業に對する出資(株式を除く)を賣却又は讓渡したる者は、其の代り金より該賣却又は讓渡するにつき外國に於て要したる費用として支拂ひたるものを除き、該賣却又は讓渡後二箇月内に賣却又は讓渡したる地より銀行を経由し、又は本邦に仕向けたる郵便爲替に依り、之を本邦に回收すべき義務を課せられてゐる(則五八。條一項)。此の回收義務は、本令第五十條に定むる在外不動産等

の取得とは反對の場合であつて、在外資金の確保を圖る爲めに、之等の賣却又は讓渡代り金を回收せしめんとするの趣旨に外ならない。之も從來の省令にはなかつた新規定である。

特 例

此くの如く本令第五十八條第一項は、在外不動産等の賣却又は讓渡に依つて得たる代り金は、之を一定期間内に本邦へ回收すべきことを命じてゐるが、併し次の場合に於ては特例を認め、必ずしも其の回收を強制しない(則五八條。二項但書)。

- 一、大藏大臣の許可を受けたるとき
 - 二、一箇年を通じ五千圓相當額以下の關東州、滿洲國又は中華民國に在る財産を賣却又は讓渡したるとき
 - 三、一箇年を通じ千圓相當額以下の第三國に在る財産を賣却又は讓渡したるとき
 - 四、外國人が外國に在る財産を處分したるとき
 - 五、官廳の爲したるとき
- 此のうち第二號及び第三號は之を本令第五十八條の特例と言ふよりも、他の取締規定に於ける

申請書式第三十六號(第五十八條)

在外不動産等ノ代り金ノ不回收、回
收期間延長又ハ特殊回收許可申請書

(電話番號
擔當者)

大藏大臣
年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 不動産等ノ種類、數量、價額及所在地
 - 二 不動産等ノ賣却又ハ讓渡代リ金受領ノ時期及金額
 - 三 賣却先又ハ讓渡先ノ住所、職業及氏名又ハ商號並賣却地又ハ讓渡地
 - 四 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル金額
 - 五 回收期間延長又ハ特殊回收ノ場合ニ在リテハ回收ノ見込時期及方法
 - 六 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル事由
 - 七 其ノ他參考ナルベキ事項

注意

- (一) 本可申請書ハ三通(本邦へノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ハ四通)ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 特殊回收トハ不動産等ノ賣却地若ハ讓渡地外ヨリノ回收又ハ銀行經由若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依ラザル回收ヲ謂フ
- (三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

取扱から見ても、寧ろ此の場合に於ける自由限度を定めたものと解すべきであらう。

(3) 許可申請手續

以上の第五十八條第一項但書に掲ぐる特例に該當せざる場合に於て、代り金の回收が不可能なるか又は回收遅延の恐れあるか、或は回收は出来るが他の方法即ち特殊回收に依らんとする時は勿論其の許可を必要とするのであつて、前掲第一號は此の場合に該當する。前掲第一號の規定に依り許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第三十六號に依り前頁所載の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出しなければならぬ(則五八)。但し本邦への輸入貨物代金決済の爲にする場合は、申請書は四通を必要とする。

代り金の不回收は之を貨物代金其の他に充當する爲め生ずる現象である。故に回收狀況の報告には、充當又は回收に關して明細なる記載を要する。

(4) 充當及び回收の報告

賣却又は讓渡代り金の回收については、其の狀況を報告する爲め、本令附屬報告書式第四十二號に依り左の報告書三通を作成し、代り金の充當又は回收を爲したる月の翌月十五日までに、最

寄日本銀行を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(四五八)。本報告書は、第五十八條第二項第一號の許可を受けたる者も、之を提出することになつてゐる。

不要資金

(1) 取締の目的

本令は對外送金の不要許可範圍を縮少し、之に對する取締が一段と強化された。併し許可を受け又は許可を要せずして外國に送金を爲し、該資金を其の目的に使用すればよいが、時としては之が不必要となつて、其の目的に使用されない場合がある。かゝる場合に之を其の爲すが儘に放置することは、對外送金取締の目的に反し、爲替管理上面白からぬ結果を生ずるので、其の目的に使用せられざるに至つた資金は、遲滞なく之を本邦に回収せしむることとした。勿論、此の場合に於ても之が回収の方法を規定し、送金仕向地より直接銀行を経由するか、又は本邦に仕向けたる郵便爲替に依るか、其の何れかに依らなければならぬ(四五九)。之も本令に始めて設けられた新規定である。

(2) 許可を要する場合

申請書式第三十七號(第五十九條)

本邦ヨリ送付スル資金ノ不回收、回收期間延長又ハ特殊回收許可申請書

(電話番号
担当者)

大藏大臣
年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 本邦ヨリノ送金ノ時期、金額、方法、目的並許可ヲ受ケタル送金ニ付テハ其ノ許可證ノ日附及番號
- 二 送金仕向先ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 三 本邦ヨリ送付セル資金ニシテ其ノ目的ニ使用セザルニ至リタル時期、金額及其ノ事由並資金ノ預ケ先又ハ寄託先ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル金額
- 五 回收期間延長又ハ特殊回收ノ場合ニ在リテハ回收ノ見込時期及方法
- 六 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル事由
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通(本邦へノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ハ四通)ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 特殊回收トハ送金仕向地ヨリノ回收又ハ銀行經由若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依ラザル回收ヲ謂フ
- (三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

報告書式第四十二號(第五十八條)

不動産等ノ代リ金ノ充當及回收報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

處分財產摘要	所在 數量 價額	要回收分日額	前月末現在充當又ハ回收済額	前月末現在充當又ハ回收未済額	當月中充當又ハ回收			前月末現在充當又ハ回收未済額	備考
					區分	金額	月日		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ代リ金ノ充當又ハ回收ヲ爲シタル月ノ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 種類ノ稱ニハ不動産、鐵業權、森林伐採權、工業所有權、船舶、事業、營業又ハ事業若ハ營業ニ對スル出資ニ在リテハ其ノ區分ヲ記載シ、事業、營業又ハ事業若ハ營業ニ對スル出資ニ在リテハ其ノ内容ヲ附記スベシ
 3. 區分ノ稱ニハ充當若ハ回收又ハ特殊回收ノ別ヲ記載スベシ
 4. 方法ノ稱ニハ回收ニ在リテハ經由銀行又ハ郵便局名、特殊回收ノ場合ニ在リテハ其ノ方法ヲ記載スベシ
 5. 備考ノ稱ニハ賣却又ハ讓渡ニ付要シタル費用ノ金額及内容並回收期間延長者ハ特殊回收又ハ不回收ノ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ許可證ノ日付及番號ヲ記載スベシ
 6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

本邦より送付したる資金が、其の目的に使用せられざるに至るも、他に支障があつて之を本邦に回收することが困難な場合、回收は可能であるが其の時期の遅延する場合、又は他の方法に依つて回收せんとする場合等には、之に對して許可を受けることを必要とする(則五九條一項但書)。かかる場合に於ては本令附屬申請書式第三十七號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出しなければならぬ(則五九條一項但書)。但し本邦への輸入貨物代金決済の爲めにする場合は、許可申請書は四通を要する。

(3) 充當及び回收の報告

本令第五十九條第一項の規定に依り、不使用資金の充當又は回收を爲したる者は、其の状況を報告する爲め、本令附屬報告書式第四十三號に依り次頁所載の報告書二通を作成し、充當又は回

報告書式第四十三號(第五十九條)

不使用資金ノ充當及回收報告書

昭和何年何月分

住所 氏名又ハ商號

(前同提出 昭和何年何月分)

不使用資金摘要	送金額 送金月 送金日	送金仕 向地	許可又ハ 不要ノ 區別	不使用 金額	使用ト ナリタル 事由及月 日	前月未 現在充 當又ハ 回收額	前月未 現在充 當又ハ 回收額	當 月ハ 中回	充 收	當 月未 現在充 當又ハ 回收額	備考
						區分	月日	金額	方法		

- 準則
1. 本報告書ハ二道ヲ作成シ充當又ハ回收ヲ爲シタル月ノ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 送金額及送金目的ノ欄ニハ送金額ノ一部分ガ不使用トナリタルトキハ該不使用資金ノ外送金ヲ爲シタル金額全額及之ガ送金ノ目的ヲ記載スベシ
 3. 許可又ハ不要許可ノ區別ノ欄ニハ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ許可證ノ日付及番號ヲ記載スベシ
 4. 區分ノ欄ニハ充當、回收又ハ特殊回收ノ別ヲ記載スベシ

收を爲したる月の翌月十五日までに、最寄日本銀行を經て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則五九)。(條三項)

利益金

(1) 取締の目的

第三國(關東州、滿洲國及び中華民國以外の外國)に於て事業又は營業を爲す者は、該事業又は營業に因り生じたる利益金も、之を其の儘に第三國に置くことを許さず、利益金の確定後三箇月内に該利益金を生じたる地より銀行を經由し、又は本邦に仕向けたる郵便貯金に依り之を本邦に回收しなければならぬ(則六〇)。(條一項)。故に第三國に於いて爲す事業又は營業に因り生じたる利益金は、特別の場合を除くの外は悉く本邦に回收されるものと見てよい。此の規定も本令に始めて設けられたもので、不使用資金の回收と同一目的を有する。

申請書式第三十八號(第六十條)

利益金ノ不回收、回收期間延長又ハ特殊回收許可申請書

(電話番號 繪留番號)

大藏大臣 年 月 日 殿

申請者ノ住所 職業、氏名又ハ商號 (代表者氏名)

- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 事業所又ハ營業所ノ所在地並事業又ハ營業ノ種類
 - 二 利益金ノ確定額並確定ノ時期
 - 三 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル金額
 - 四 回收期間延長又ハ特殊回收ノ場合ニ在リテハ回收ノ見込時期及方法
 - 五 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル事由
 - 六 其ノ他參考トナルベキ事項

- 注意
- (一) 本許可申請書ハ三通(本邦へノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ハ四通)ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 - (二) 特殊回收トハ利益金ノ發生地外ヨリノ回收又ハ銀行經由若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依ラザル回收ヲ謂フ
 - (三) 利益金ヲ生ジタル事業所又ハ營業所ノ該事業又ハ營業年度末ニ於ケル資産負債及損益ノ狀況ヲ記載セル書類ヲ添附スベシ
 - (四) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

報告書式第四十四號(第六十條)

利益金ノ充當及回收報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號 (前回提出 昭和何年何月分)

事業所又ハ營業所名	利益金ノ所在年度	利益金額	利益確定ノ時期	前月末現在充當又ハ回收済額	前月末現在充當又ハ回收未済額	當月中回收金額	當月中回收方法	當月末現在充當又ハ回收未済額	備考
				金額	金額	月日	在充當又ハ回收済額		

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ利益金ヲ充當又ハ回收シタル月ノ翌月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 利益金ノ所屬スル年度ノ欄ニハ利益金ヲ生ジタル年度ノ期首及期末ヲ記載スベシ
 3. 區分ノ欄ニハ充當回收又ハ特殊回收ノ別ヲ記載スベシ
 4. 方法ノ欄ニハ回收ニ在リテハ經由銀行又ハ郵便局名特殊回收ニ在リテハ其方法ヲ充當ニ在リテハ充當ノ目的及内容ヲ記載スベシ
 5. 備考ノ欄ニハ回收期間延長、特殊回收又ハ不回收ニ付許可ヲ受ケタルモノニ

在リテハ其ノ許可證ノ日附及番號ヲ記載スベシ
6. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 364 耗トスベシ

(2) 許可を要する場合

第三國に於て爲す事業又は營業に因り生じたる利益金につき、本令第五十九條第一項の規定に拘らず、其の不回收、廻收期間延長又は特殊回收を爲さんとする時は、本令附屬申請書式第三十八號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出するのである(則六〇)。但し本邦への輸入貨物代金決済の爲めにする場合の申請書は四通を要する。(條三項)

(3) 充當及び回收の報告

本令第六十條第一項に掲ぐる者は、利益金の充當及び回收状況を報告する爲め、許可の有無に拘らず、本令附屬報告書式第四十四號に依り前頁に掲ぐるの報告書三通を作成し、利益金を充當又は回收したる月の翌月十五日までに、最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則六〇、條三項)。

第五節 第三國通貨に依る受領強制

保 險 料

(1) 取締の範圍

外國に於て締結したる第三國通貨を以て表示する保険契約に基き、保険業者の取得する保険料については、從來は如何なる種類の通貨を以て之を受領するも保険業者の自由であつた。然るに本令では外貨收入の確保を圖る爲め、此の場合に保険料として受領すべきものは、第三國通貨たることを要する新規定を設けた(則六一)。

此の規定は單に外國に於て締結したる第三國通貨を以て表示する保険契約についてのみでなく本邦内に於て締結したる第三國通貨を以て表示する船體保險契約、並に外國と外國との間の輸送貨物に關する積荷保險契約等に基く保険料にも準用されるのである(則六一、條三項)。

(2) 自由取引を認める場合

併し乍ら此の規定にも特例がある。即ち大藏大臣の許可を受けたるときと、保険料を受領した

申請書式第三十九號(第六十一條)

第三國通貨以外ノ通貨ニ依
ル保險料受領許可申請書

(電話番號
擔當者)

大藏大臣

殿

年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

印

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 第三國通貨以外ノ通貨ヲ以テ受領スベキ保險料及通貨ノ種類並受領地
- 二 保險ノ種類、保險金額、保險金支拂ノ通貨ノ種類、契約保險料並其ノ受領ノ時期及場所
- 三 被保險者又ハ保險ノ目的及其ノ住所、又ハ所在地
- 四 保險契約締結ノ時期及場所並其ノ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 五 保險料支拂人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 六 保險料受領ノ豫定期
- 七 第三國通貨ヲ以テ受領シ得ザル事由
- 八 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 第三項ノ保險ノ目的ガ積荷ナルトキハ貨物ノ種類、數量、積地及揚地ヲモ記載ス

(三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦耗二五七横耗三六四トスベシ

る通貨に依り保險金の支拂を爲すべき契約あるときとに限り、必らずしも第三國通貨たるを要しないのである(則六一條一項但書)。

第三國通貨を以て受領せざることにつき、大藏大臣の許可を受けた場合には、勿論、第六十一條第一項の適用を受けない道理である。併し第三國以外の通貨を以て保險料を受領するも、其の契約に基き保險料として受領したる通貨に依り保險金の支拂を爲すならば、それは第三國以外の通貨を以て受領しない場合と同じことになるから、かゝる場合には本令は其の特例を認めて之にまで干渉を加へないことにした。

(3) 許可申請手續

本令第六十一條第一項但書第一號の規定に依り其の許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第三十九號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て之を大藏大臣に提出するのである(則六一條一項但書)。

外國間輸送運賃

(1) 取締の範圍

海運業者が受領する運賃も、原則として第三國通貨たることを要する。即ち外國と外國との間の旅客、又は貨物の輸送に依り海運業者の取得する運賃は、原則として第三國通貨に依り之を受領しなければならぬ(則六一條)。外國と本邦との間の旅客又は貨物の輸送については、必ずしも第三國通貨を以て其の運賃を受領することを要しない。

(2) 自由取引を認むる場合

併し乍ら此の規定は、本令の原則として設けられたものであつて、保険料の場合と同様に其の特例について規定してゐる。之に依れば左に掲ぐる場合は必ずしも其の受領すべき運賃が第三國通貨たることを要しない(則六二條)。

- 一、大藏大臣の許可を受けたるとき
- 二、關東州、滿洲國、中華民國相互間の旅客又は貨物の輸送に因る運賃を該地域の通貨に依り受領するとき

申請書式第四十號(第六十二條)

第三國通貨以外ノ通貨ニ依ル外國間輸送運賃ノ受領許可申請書

大藏大臣 殿
年 月 日

(電話番号
擔當者)

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

⑨

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 第三國通貨以外ノ通貨ヲ以テ受領スベキ運賃及通貨ノ種類並受領地
- 二 輸出契約ノ内容
 - (イ) 旅客又ハ貨物ノ別
 - (ロ) 貨物ノ品名、數量及其ノ所有者
 - (ハ) 積地及揚地
 - (ニ) 運賃ノ單價及總額
 - (ホ) 運賃受領ノ時期及場所
- 三 輸送契約締結ノ時期及場所並相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 運賃受領ノ豫定期
- 五 第三國通貨ヲ以テ受領シ得ザル事由
- 六 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

三、關東州、滿洲國又は中華民國より第三國への旅客又は貨物の輸送に因る運賃を該地域の通貨に依り受領するとき

(3) 許可申請手續

本令第六十二條第一項第一號の規定に依り、第三國通貨以外の通貨に依る外國間輸送運賃の受領につき許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第四十號に依り上掲の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出するのである(則六二條二項)。

第七章 貨物の輸出及び輸入

第一節 貨物輸出に關する取締

第一款 有爲替輸出

有爲替輸出の意義

有爲替輸出とは、價額の全部又は一部につき、本邦より「外國に仕向けたる爲替」(舊第七號省令では單に外國爲替と言つてゐた)を取組み、貨物を輸出することを謂ふのである(則六五)。従つて外國向の爲替を取組みなければ有爲替輸出にはならない。

併し乍ら外國向の爲替でなくても、外國より仕向けられたる信用狀に基き、本邦内の銀行に宛てたる爲替手形を振出し之を銀行に賣却したるとき、又は本邦内の銀行に船積書類等を提供して代金を受領したるときは、共に本邦より「外國に仕向けたる爲替」を取組みたるものと看做され(則六三、則六二項)、従つて之等の場合に於ける輸出は有爲替輸出となるのである。而して外國より仕向けられたる信用狀に基き振出されるものは多く荷爲替手形であるが、併し有爲替であるには必らずし

報告書式第四十六號(第六十五條又ハ第六十六條)

三〇五

貨物ノ
記號及
番 號

全部有爲替輸出報告書

輸出申告番號
輸出申告年月日
(郵便ニ依ル場合)
ニハ差出年月日

昭和何年何月何日

住所 氏名又ハ商號[㊟]

品 名	品 質 内 容			數 量	價格 (T.O.B) 内容		
	品質、等級及銘柄	構成材料	製造者名		單 位	單 價	金 額
1							
2	貨物ノ價額						
3	積出港及積載船名(郵便ニ依ル場合ニハ差出郵便局名)						
4	仕向地(郵便ニ依ル場合ニハ名宛地)及到着豫定時期						
5	荷受人(郵便ニ依ル場合ニハ名宛人)及支拂人ノ住所、氏名又ハ商號						
6	送り狀金額(表示通貨ニ依ル)						

爲替取組金額	外 貨	爲替取組銀行
	邦 貨	
7	爲替取組年月日	
	爲替ノ種類、期限及支拂地	
	信用狀ノ種類及發行銀行ノ住所及商號	
8	其ノ他參考トナルベキ事項	

- 準則
1. 本報告書ハ第六十五條第一項ノ規定ニ依ル場合ハ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ一通ヲ作成シ、同條第二項又ハ第六十六條第一項ノ規定ニ依ル場合ハ輸出申告又ハ郵便差出後二週間内ニ一通ヲ作成シ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 報告書式第四十五號(表面)ノ準則 2乃至 4. 6. 8 及 10ニ準ズ
 3. 外貨表示ノ爲替ヲ取組ムトキハ對價タル邦貨額ヲ邦貨ノ箇所ニ記載スベシ
 4. 第六十五條第一項ノ規定ニ依リ提出スル本報告書ニ付テハ爲替取組未済ノ場合ハ 7ノ欄ノ事項ハ豫定ニ依リ記載スベシ
 5. 爲替ノ種類ハ荷付 D/P、荷付 D/A 又ハクリーンノ別ヲ記載スベシ
 6. 信用狀ノ種類ハイレボカアル又ハレボカアルノ別ヲ記載スベシ
 7. 爲替取組先銀行ノ證明ハ爲替取組銀行ノ箇所ニ其ノ證印ヲ受クベシ
 8. 報告事項ニ變更ヲ生ジタル場合ハ本報告書式ニ依リ報告シ、欄外ノ適宜ノ箇所ニ前回報告年月日及第何回變更ナル旨亦書スベシ

も荷爲替たることを要しない。クリーン・ビルでも輸出貨物の代金回収の爲めに爲替手形を取組むならば、夫れは明らかに有爲替である。故に有爲替報告書には、爲替の種類として荷付DP 荷付D/A又はクリーン・ビルの別を記載することになつてゐる(附屬報告書式 四六號準則)。

有爲替と云へば如何なる場合でも、輸出手形を本邦内の銀行に賣却しなければ起らない。單に手形を振出して代金取立を銀行に依頼する取立手形では、之を爲替の取組と云ふことは出来ぬ。世間には往々にして銀行の窓口に出しさへすれば、爲替を取組んだものと速断する向きもあるが手形を賣却して代金を受領しない場合は爲替の取組みとはならず、従つて代金取立手形に依る輸出は次に述べる無爲替輸出として取扱はれるのである。

有爲替には全部有爲替と一部有爲替の區別がある。全部有爲替とは、輸出貨物代金の全部につき爲替を取組む場合を謂ひ、一部有爲替とは一部につき爲替を取組む場合(即ち一部無爲替)を謂ふ。

全部有爲替輸出報告書

(1) 第一次報告

全部有爲替輸出を爲すには何等の許可を要しないが、輸出者は報告の義務を課せられてゐる(附六五 條一項)。即ち其の爲替取組に關し、本令附屬報告書式第四十六號に依り全部有爲替輸出報告書一通を作成し、輸出申告又は郵便差出の際、税關又は差出郵便局を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(報告書式四 六號準則)。但し第六十四條但書に規定する物の輸出については此の限りでない。

(2) 第二次報告

次に輸出申告又は郵便差出後二週間内に豫定通り爲替を取組みたる場合には、前記第四十六號の書式に依り別に二通(昭和十五年十一月末迄は一通)を作成し、報告書面に爲替取組銀行の證印を受けて、二週間内に税關又は差出郵便局經由之を大藏大臣に提出するのである(附六五 條二項)。既に提出済の報告書の内容に變更を生じたる時、本報告書式により追加報告を提出しなければならぬ點は特に注意を要する(昭和十五年十一月八日以降)。

かくの如く全部有爲替輸出報告書の提出は二段の手續となつてゐるが、實際の取扱としては輸出申告の際三通を提出し、其のうち二通に税關の受付印を受け、荷爲替取組の際手形と共に銀行に持參して、其の取組證明を受けることが出来る。

(3) 第二次報告書の提出期間

第二次の報告書提出を二週間内とすることは、舊七號省令第十三條ノ三第二項に規定され、本令第六十五條には其の規定を缺くが、全部有爲替輸出報告書の書式準則³に之を規定する。此の提出期間を二週間内としたのは、多くの場合、輸出後二週間内に爲替の取組みが爲されるから、それを標準として定めたものに外ならない。二週間内の起算日は輸出申告又は郵便差出を爲したる翌日からであつて、二週間目が日曜日其の他一般の休日に該當するときは其の翌日とする。

(4) 豫定の變更

輸出申告又は郵便差出後二週間内に、貨物價額の全部について爲替を取組む豫定をしても、何等かの都合で其の豫定を變更する場合がある。併し豫定の變更には之を一部有爲替とするか、全部無爲替とするかの二より外にない。全部有爲替の豫定を變更して一部有爲替とする場合には、第二次の報告としては銀行の證明を受けて一部有爲替輸出報告書^(報告書式四七號)を提出するを要し、又、全然爲替の取組を爲さない場合は全部無爲替輸出報告書^(報告書式四五號)を提出しなければならぬ^(則六六條一項)。其の提出期間は、何れも輸出申告又は郵便差出後二週間内である。所定の提出期間たる二週間内

に豫定の如く價額の全部につき爲替を取替まなければ、假令期間後に於て爲替を取組むと雖も、其の輸出は無爲替輸出の取扱となる。

全部有爲替を全部無爲替となしたる時は、其の全部無爲替輸出報告書欄外の適宜の箇所に、全部有爲替より變更したる旨並に前回報告年月日を赤書することになつてゐる^(報告書式四、五號準則)。

(5) 銀行の爲替取組證明

銀行が爲替取組の證明を爲すには、昭和十二年八月二日の大藏省爲替局長通達に依つて定められた所に依らなければならぬ。其の概略を次に述べやう。

有爲替輸出報告書には、「爲替取組銀行」と云ふ欄が設けてあるから、其の箇所に銀行名の印^(押切判)及び爲替事務取扱行員の印^(税關届濟のもの)を押捺し、又、報告書中爲替取組に關する記載のうち訂正された箇所ある時は其の箇所にも當該行員の捺印を必要とする。尙ほ手形支拂地の記載に對しても、行員が捺印して之を證明することになつてゐる。

報告書の記載事項中、銀行に關係があるのは第七項だけであつて、金額、爲替取組年月日、爲替の種類期限及び支拂地、信用狀の種類^(イレボカブル又はレボカブルの別)並に發行銀行の住所及

報告書式第四十七號(表面)(第六十五條又ハ第六十六條)

一部有爲替輸出報告書

貨物ノ
記號及
番 號

輸出申告番號
輸出申告年月日
(郵便ニ依ル場合)
(差出年月日)

昭和何年何月何日

住所 氏名又ハ商號[㊟]

品名	品質内容		數量	價格(F.O.B)内容		
	品質等級及銘柄	構成材料		製造者名	單位	單價
1						
2	貨物ノ價額					
3	積出港及積載船名(郵便ニ依ル場合ニハ差出郵便局名)					
4	仕向地(郵便ニ依ル場合ニハ宛地)及到着豫定期					
5	荷受人(郵便ニ依ル場合ニハ宛人)及支拂人ノ住所氏名又ハ商號					
6	送り狀金額(表示通貨ニ依ル)					

7	爲替取組金額	外貨	
	爲替取組年月日	邦貨	
8	爲替ノ種類、期限及支拂地		爲替取組銀行
	信用狀ノ種類及發行銀行ノ住所及商號		
9	價額ノ一部ニ付爲替ヲ取組マザル理由		
10	爲替ヲ取組マザル部分ノ代金額(差出通貨ニ依ル)並其ノ受領方法及豫定期		
	其ノ他參考トナルベキ事項		種類 許可證 番號

- 準則
- 本報告書ハ第六十五條第一項ノ規定ニ依ル場合ハ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ一通ヲ作成シ、同條第二項又ハ第六十六條第一項ノ規定ニ依ル場合ハ輸出申告又ハ郵便差出後二週間内ニ三通ヲ作成シ、第六十六條第二項ノ規定ニ依ル場合ハ爲替ノ償還又ハ買戻後遅滞ナク三通ヲ作成シ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 - 報告書式第四十五號(表面)ノ準則2乃至4、6及8乃至10並報告書式第四十六號ノ準則3及至7ニ準ズ
 - 本邦内ニ在ル者ヨリ無爲替部分ノ代金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受クル場合ハ其ノ支拂人ノ住所、氏名又ハ商號ヲ、其ノ支拂人以外ノ者ガ外國ヨリ該代金ノ全部又ハ一部ヲ受領スル場合ハ其ノ者ノ住所、氏名又ハ商號ヲモ8ノ欄ニ記載シ尙無爲替部分ノ代金ノ外國ヨリノ回收關係ヲ準則4ニ準ジ9ノ欄ニ記

載スベシ

4. 9ノ欄ニハ輸出前又ハ輸出後受領ノ別、取立爲替又ハ送金爲替等ノ別、經由銀行又ハ郵便局名及取立爲替ノ支拂地、送金爲替ノ仕出地等ヲ記載スベシ。尙無爲替部分ノ代金ニシテ受領數同ニ互ルモノ及輸出前受領ノモノニ付テハ其ノ内容ヲ本報告書裏面ニ依リ報告スベシ

報告書式第四十七號(裏面)(第六十五條又ハ第六十六條)

外國ヨリノ代金回収(又ハ豫定)表

昭和何年何月何日

區分	受			入		支拂		何日現在残高
	前月末残高繰越	受領金額	受領時期	取立、送金爲替等ノ別及支拂地	貨物代充額	其他充額		
1 輸出前 代金受 領關係			日					
			日					
			日					

2 買付資 金關係			日					
			日					
			日					
3 輸出後 代金受 領關係			年					
			年					
			年					

準則 報告書式第四十五號(裏面)ノ準則ニ準ズ

び商號の符合せる手形を買取りたることを證明するに過ぎぬ。其の他の事項については銀行の全然關知する所でないから、假令之等の事項が訂正された場合があつても、銀行は訂正印を押捺す

ることを要しないのである。

一部有爲替輸出報告書

一部有爲替輸出とは、輸出の際、貨物代金のうち其の一部につき爲替を取組む場合を謂ひ、貨物代金の一部を手金として前收してゐるとか、販賣手数料を差引いた残額について爲替を取組むとか云ふ場合は、即ち之に該當するのである。併し一部有爲替のうちには、最初から豫定された一部有爲替ではなく、全部有爲替の豫定を變更して一部有爲替とする場合もある。

(1) 第一次報告

一部有爲替輸出を爲すにも許可を要しないが、其の爲替取組に關しては本令附屬報告書式第四十七號に依り前頁所載の一部有爲替輸出報告書一通を作成し、輸出申告又は郵便差出の際、税關又は差出郵便局を経て大藏大臣に之を提出するのである(則六五)。第六十四條但書に掲ぐる物については報告書の提出を要しない。

(2) 第二次報告

かくして輸出申告後又は郵便差出後二週間内に豫定通り爲替を取組みたる場合には、前記書式

第四十七號に依り一部有爲替輸出報告書二通を作成し、所定の欄に爲替取組銀行の證印を受けて二週間内に税關又は差出郵便局を経て大藏大臣に提出するのである(則六五)。

準則中に報告書式第四十五號とあるのは全部無爲替輸出報告書の書式(後掲)である。本報告書の記載事項及び注意事項中には、其の準則に準すべき箇所が少くないから注意を要する。既に提出済の報告書の内容に變更を生じた場合は、本報告書式に依り遅滞なく報告を提出することになつてゐる。

本報告書及び無爲替輸出報告書は其の裏面に外國より代金回収(又は豫定)表を掲げ、代金受領數回に互るもの、又は輸出前代金受領のもの等につき、其の内容を記載せしめることになつてゐる。無爲替輸出について許可を得た場合は勿論回収の條件が定められてゐるが、其他の場合にも回収の方法並に期間を定めて、之を各報告書の表面及び裏面に記載するのである。一部有爲替は別の意味に於ては一部無爲替であり、無爲替の部分について其の代金の回収義務がある。従つて回収方法並に期間其の他の要項につき、報告書に記載した事項は必らず遵守する旨を誓約せしめる爲め、銀行は報告書の裏面に左の如きゴム印を押捺し、之に依り輸出者が誓約済なることを

證明する。無爲替輸出報告書の場合も同様である。

表記輸出貨物代金ハ表記條件ニ依リ回收ノ旨當行へ誓約済ニ御座候

年 月 日

銀行名

此の證明は報告書記載の回收方法を實行する旨を、輸出者が銀行に對して誓約せることを證明するに止まり、記載の方法に依つて必らず回收されるべきこと保證するものではない。

取組豫定の變更

第一次報告に於ては、一部有爲替の豫定であつたが、之を變更した場合に於ける第二次報告の手續としては、全然爲替を取組まなかつた場合には全部無爲替報告書二通を、一部有爲替の豫定取組金額を變更した場合には銀行の證明を附したる一部有爲替輸出報告書二通を、夫々輸出申告又は郵便差出後二週間内に税關又は差出郵便局を経て大藏大臣に提出することを要する(則六六)。
一部有爲替を全部有爲替に變更する場合は稀れであるが、此の場合には第六十五條第二項の規定に準じて、銀行の證明を受けたる全部有爲替報告書を二週間内に提出しなければならぬ。

一部有爲替の豫定を變更して全部無爲替としたる時は、其の全部無爲替輸出報告書欄外の適宜

の箇所に一部有爲替より變更したる旨並に前回報告年月日を赤書することになつてゐる(報告書式四)。
又、有爲替にて輸出を爲したるものでも、手形の不渡其の他の原因に依り償還又は買戻を爲したる時は、輸出者若くは爲替の償還又は買戻を爲したる者は、遅滞なく無爲替輸出又は一部有爲替の報告書を提出しなければならぬ。

爲替の償還又は買戻

有爲替にて貨物を輸出するも、手形の不渡其の他の原因により爲替の償還又は買戻を爲したるときは、之が爲めに其の輸出は無爲替輸出となる。

爲替の償還又は買戻を爲すには別に許可を要しないが、輸出者或は爲替の償還又は買戻を爲したる者は、遅滞なく無爲替又は一部有爲替輸出報告書を提出しなければならぬ(則六六)。
此の場合に於ても、報告書は報告書式第四十五號又は第四十七號に依り二通を作成し、税關又は差出郵便局を経て大藏大臣に提出しなければならぬ(報告書式四五號準則)。

之と同時に爲替の償還又は買戻を爲したる者は、代金回收及び其の報告の義務を負ふのであるが(則六七)、手形不渡の場合は代金の回收は遅延し、若くは全く不回收に終る惧れがあつて、回收

輸出手形ノ償還ニ關スル承認申請書

大藏大臣 殿

〇〇市〇〇區〇〇町〇〇丁目

株式会社 〇〇銀行

申請番號

昭和 年 月 日

所 號	住 商	人 又 ノ ハ	償 還 名	氏 名
示 額	款 金	ノ 並	手 形	手 通
日	年	月	日	爲 替 取 組
住 號	ノ 商	人 ハ	手 形	手 所
地	支 拂	ノ	手 形	手 形
日	支 拂	ノ	手 形	手 形
店 名	物 商	ノ	店 名	輸 出 地

要 出	必 理	マ ル	ス ト
--------	--------	--------	--------

注意 本用紙ハ總 207 紙 210 ト紙 トスルコ

期間たる三箇月内に回収することは困難である。そこで斯かる場合には豫め之に備へて、無爲替輸出許可申請書と同時に、代金不回収又は回収延期の許可申請を併合し、所謂併合申請の形式を執ることが認められてゐる。

以上は顧客側について述べたのであるが、銀行側としては輸出手形の償還を爲す場合に、前頁に掲ぐるの承認申請書二通を作成して大藏大臣に提出し、其の承認を受ける必要がある。但し手形振出人の破産等の爲め、手形債権の保全上其の償還請求権の行使を急がねばならぬ場合は、事後に承認を求めても差支ない。

爲替の買戻に關する許可申請は、最初は買戻を爲す者から提出してゐたが、現在では之も銀行側から提出することになった。

第二款 無爲替輸出

無爲替輸出の意義

無爲替輸出とは、價額の全部又は一部につき、本邦より外國に仕向けたる爲替を取組まずして貨物を輸出することを謂ふのである(則六五)。換言すれば爲替を本邦内の銀行に賣却せずして行はれる貨物の輸出である。併し外國より仕向けられたる信用狀に基き、本邦内の銀行に宛てたる爲替手形を振出して之を賣却したるとき、又は本邦内の銀行に船積書類等を提供し代金を受領したるときは共に外國向爲替の賣却ではないが、本令では外國向爲替を取組みたるものと看做し、之を有爲替として取扱ふのである。單に取立手形を作成して銀行に其の取立を依頼する場合は、云ふまでもなく無爲替輸出となる。

取締の目的

無爲替輸出に關する取締規定は、舊第七號省令第十三條の規定と變更はないが、舊第七號省令の規定は、昭和八年八月八日、昭和十一年十一月二十七日の兩回の改正で一旦緩和され、その後

昭和十二年七月七日の改正で再び強化に轉じ、昭和十五年十一月一日の改正では無爲替輸出に對する取締が全面的に強化されてゐる。

然らば何故に無爲替輸出の取締が此くの如く強化されたかと云ふに、元來、無爲替輸出なるものは一種の掛賣りであつて、物の形に於ける資金の海外流出を意味し、結果に於ては海外送金と何等擇ぶ所がない。然るに對外送金については嚴格な取締を行ふに拘らず、無爲替輸出の取締が寛大である時は、之を利用して其の代金を受領したまゝ外國に留置して本邦に回収しないものが増加し、輸出に依る外貨獲得上に重大な支障を生ずる。加之、最近に於ては海外に於ける圓安利用の不正輸出が續出し、之が爲め本邦の外貨資金として受領すべきものが受取り得ない結果を招き、輸出に依る外貨獲得は極めて緊要となつて來たので、本邦よりの輸出の健全化を圖り輸出代り金の回収確保に萬全を期する爲め、無爲替輸出に關する取締を強化するに至つたのである。

取締の範圍

價額の全部又は一部につき、本邦より外國に仕向けたる爲替を取組まずして貨物の輸出を爲すには、原則として許可を要し、たゞ次に掲ぐる場合だけは自由となつてゐる(則六三)。

申請書式第四十一號(第六十三條)

無爲替貨物輸出許可申請書

(通關書號)

大藏大臣
年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

印

- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 輸出申告者又ハ郵便差出人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 二 輸出貨物ノ品名、數量、單價及價格及送り狀金額
 - 三 爲替ヲ取組マザル金額
 - 四 荷受人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 五 貨物ガ他人ノ所有ニ屬スル場合ニハ其ノ所有者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 六 輸送ノ方法、積出港、積載船名、郵便ニ依ルモノニ在リテハ差出郵便局名、鐵道便ニ依ルモノニ在リテハ積出驛名
 - 七 貨物代金ノ受領ノ経路、方法及時期
 - 八 本邦内ニ在ル者ヨリ代金ノ支拂ヲ受クル場合ニハ其ノ支拂人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 九 他人ガ外國ヨリ代金ヲ受領スル場合ニハ其ノ者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 十 輸出ノ豫定期、郵便ニ依ルモノニ在リテハ差出ノ豫定期、鐵道ニ依ルモノニ在リテハ託送ノ豫定期
 - 十一 爲替ヲ取組マザル事由
 - 十二 其ノ他參考トナルベキ事項

注意

- (一) 本許可申請書ハ二通ヲ作成シ輸出地所管税關ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ業務上其ノ他ノ事由ニ依リ著シク支障アル場合ハ最寄税關ヲ經テ提出スルコトヲ得
- (二) 第二項ノ輸出貨物ノ品名ニハ品質、等級、銘柄、構成材料、製造者名ヲ附記スベシ但シ貨物ノ性質上明白ナルモノ又ハ記載特ニ困難ナルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得
- (三) 第二項ノ輸出貨物ノ價額ニハ外國居住者ニ對スル賣値確定セズ若ハ判明セザルモノ又ハ賣値ナキモノニ付テハ仕向地ニ於ケル見込賣値ヲ記載シ且F・O・B、C、I・F等ノ別ヲ附記スベシ
- (四) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

- 一、見本として輸出するとき
- 二、慰問又は救恤の爲めの寄贈品を輸出するとき
- 三、五十圓相當額以下の物を輸出するとき
- 四、手荷物、引越荷物又は船用品(漁業用品を含む)を輸出するとき
- 五、官廳の輸出するとき

このうち見本とは無償のもののみを指稱し、慰問品とは海外に派遣された本邦の軍隊又は軍人に宛てられた場合に限り、救恤品とは慈善團體が救恤の爲め輸出する物であつて、官廳の證明あるものに限られる。又、官廳の輸出するときとは、本邦の官廳が自ら輸出する場合、及び本邦官

廳の所有物を其の委託に依つて輸出する場合に限られ、官廳の委託に依つて輸出する場合には、委託のあつたことを證する當該官廳の書面を添付することを要する。

従來は、此の外に幾多の不要許可事項があつたが、昭和十五年十一月一日の改正で皆許可を要することになつた。例へば委託販賣の爲めの輸出、委託販賣の爲め輸入した貨物の外國向返送、輸出前に本邦内に於て代金受領済の貨物の輸出、輸出後二箇月内に代金受領契約ある貨物の輸出、輸出貨物又は輸入貨物附帶費用支拂の爲め輸出、檢收後代金の確定すべき貨物の輸出、郵便に依る千圓以下の貨物又は鐵道に依る代金引換取扱の貨物の輸出、代金取立手形に依る一箇月二萬圓以下の貨物の輸出等の如きである。

許可申請手續

價額の全部又は一部につき、外國向の爲替を取組まずして貨物の輸出を爲す爲め許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第四十一號に依り前頁に掲ぐる無爲替出許可申請書二通を作成し、輸出地所管税關を経て大藏大臣に提出しなければならぬ^(四六三)。但し業務上其の他の事由に依り、著しく支障ある場合は最寄税關を経て提出することが出来る^(申請書式四一、一號注意一)。

無爲替輸出の報告

價額の全部につき外國向の爲替を取組まずして貨物の輸出を爲したる者は、本令附屬報告書式第四十五號に依り、全部無爲替報告書を提出しなければならぬ^(四六六)。此の報告義務ある者を示せば左の如くである。

- 一、最初より無爲替にて貨物を輸出したる者
- 二、全部有爲替の豫定を變更して無爲替と爲したる者
- 三、一部有爲替の豫定を變更して無爲替と爲したる者

此のうち(一)の場合は輸出申告又は郵便差出に際し、(二)又は(三)の場合は輸出申告又は郵便差出後二週間内に、夫々報告書二通を提出することになつてゐる^(報告書式四、五號準則一)。併し(一)の場合に於て左に掲ぐる物件については報告義務を課しない^(四六四)。全部又は一部有爲替輸出の場合も之等の物件については報告書の提出を要しない^(四六五、但書)。

一、慰問又は救恤の爲めの寄贈品

二、十圓相當額以下の物

右は報告書式第四十五號の表面書式であつて、本書式の裏面には一部有爲替輸出報告書と同様に代金回収(又は豫定)表の記載を要する。

報告書式第四十五號(裏面)(第六十四條又ハ第六十六條)

外國ヨリノ代金回収(又ハ豫定)表

昭和何年何月何日

區分	受		入		支		何日現在残高
	前月末残高繰越	受領金額	取立、別及 等ノ別及 拂地又ハ 替支地	送金爲替 及仕出地	貨物代 金ニ充 當	其ノ他 充當額	
1 輸出前 代金受 領關係							

區分	受		入		支		何日現在残高
	前月末残高繰越	受領金額	取立、別及 等ノ別及 拂地又ハ 替支地	送金爲替 及仕出地	貨物代 金ニ充 當	其ノ他 充當額	
2 買付資 金關係							
3 輸出後 代金受 領關係							

準則 1. 1 ノ欄ニハ輸出前當該貨物代金トシテ送付ヲ受ケタル資金受拂ヲ、2 ノ欄ニハ輸出後代金共ノ他本邦内ニ於ケル諸支拂ニ充ツル爲輸出前送付ヲ受ケタル資金ノ受拂ヲ記載スベシ

2. 受入及支拂ニ付テハ當月中受拂アリタルモノニ付記載シ前月末残高又ハ現在残高ガ貸越トナルトキハ赤書スベシ

- 三、手荷物、引越荷物又は船用品
- 四、官廳の輸出する物

有爲替輸出を爲したる後、手形の不渡其の他の原因で爲替を償還又は買戻を行ふ時は其の輸出は之が爲めに無爲替輸出となるから、輸出者若くは爲替の償還又は買戻を爲したる者は、遅滞なく無爲替輸出の報告書を提出することを要する。此の場合に於ける無爲替輸出報告書も報告書式第四十五號に依り作成するのである(則六六條二項)。

報告書に記載した事項については、必らず違背せぬことを銀行に誓約せしむる點も一部有爲替の場合と異なる所はない(頁參照)。殊に價額の全部につき爲替を取組まずして行はれた輸出だけに、此の點に對しては一部有爲替の場合よりも一層多くの注意が拂はれなければならぬ。

第三款 代金回収の義務

取締の範圍

こゝに代金回収と云ふのは、輸出者が本邦内に於て代金を受領することであつて、外國より送

金し來りたる時、外國向爲替を本邦内の銀行に賣却したるとき等は、何れも代金回収を意味するが、無爲替を以て輸出を爲したる場合は、先方より送金を受くるか、其の代金を代金取立手形により取立てるの外ない。若し代手を取組むならば、其の手形が渡つて自己の口座に振替へられたときに回収されたことになり、外國に於て取立てられただけでは未だ之を代金回収とは云へない。故に貨物の全部又は一部を無爲替にて輸出した場合は、原則として代金回収の義務が課せられてゐる。代金回収の義務ある者は左の如くである(則六七條一項)。

- 一、外國向爲替を取組まずして貨物を輸出したる者
- 二、外國向爲替を取組み貨物を輸出したる後、其の取組みたる爲替の償還若くは買戻を爲したる者

三、その他該貨物の代金を外國より受領すべき者

之等の代金回収の義務ある者は、外國より代金を受領すべき者即ち外國居住者に對し代金債權を有する者であり、輸出の當初より外國より代金を回収せざることが明白なる場合、例へば販賣以外の目的を以て輸出し、輸出後に於ても其の目的を變更せざりし場合には、代金回収義務を生

じないが、併し販賣以外の目的を以て輸出した後代金を受領すべき關係を生ずるに至つたときは代金回収義務あること勿論である。従つて慰問品、手荷物其の他の事由で代金を受領しない者は代金回収義務はないが、苟くも代金回収の可能である限り、假令それが不要許可の分にも代金回収の義務がある。

代金の回収

(1) 回収期間

貨物の無爲替輸出代金の回収期限は、大藏大臣の許可を受けた場合の外は、従來は貨物が仕向地に到着後五箇月内であつたが、昭和十五年十一月一日の改正令に依つて貨物が仕向地に到着後三箇月内に短縮され、爲替償還又は買戻に依り無爲替となつた場合も、償還又は買戻後三箇月内に其の代金を回収することに改正された。本令の規定は之を其のまま踏襲してゐる。

(2) 回収方法

従來は代金回収方法について何等の規定をも設けなかつたが、昭和十五年十一月一日の改正令で始めて此の規定を設けた。之に依れば無爲替輸出代金の回収は、大藏大臣の許可を受けた場合

を除き、貨物の仕向地より銀行經由、又は「外國爲替タル郵便爲替」に依り回収せねばならぬ。而して本令に於ても同一規定を設けてゐるが、「外國爲替タル郵便爲替」は「本邦ニ仕向ケタル郵便爲替」と改められた(則六七。條一項)。

銀行經由で回収するとは、仕向地から銀行經由の本邦向送金又は本邦より貨物の仕向地に仕向けた爲替の方法に依り決済する場合に限る意味である。此の場合に於ける回収の時期は被仕向送金爲替にあつては其の支拂を受けた時、仕向取立爲替にあつては其の取立を了した時とする。又「本邦ニ仕向ケタル郵便爲替」に依る回収とは、貨物の仕向地から本邦に仕向けた外國郵便爲替に依り回収することを謂ふのであつて、本邦内郵便局振出の小爲替で決済する場合の如きは郵便に依る回収にはならない。従つて貨物の仕向地以外より、又は外國郵便爲替以外の方法を以て回収するのは違法である。

従來は貨物輸出に直接要した費用、並に夫れに隨伴した倉敷料、保険料等は所謂輸出附帶費用とし、無爲替輸出代金を以て之に充當することは自由であつたが、昭和十五年十一月一日の改正令は之を要許可に改めて今日に及んでゐる。尙ほ舊第七號省令第十四條に於ては、無爲替輸出代

金の回収に當り本邦への輸入貨物の代金に充當したるものを之より控除することを認めたるが、此の規定は舊一號省令第三條に依つて停止されてゐた關係から、右兩省令を一本に統合した本令は此の規定を削除した。従つて今後は原則として斯かる充當には許可を要する。尙ほ本令に於ては回収すべき代金の中に増量金、値増金其他之に準ずるものをも含む取扱ひに改められた。

貨物の全部につき外國爲替を取組まずして貨物を輸出したる者が、該貨物の仕向地に到着後三箇月内に大藏大臣の許可を受けずして、該貨物の代金中より所定の額を除きたる額を本邦に回収せざる場合には本令違反となる(昭和十五年五月二十日 九日大藏院實務回答)。

不回収、回収延期又は特殊回収

無爲替輸出を爲したる時は原則として代金回収の義務を生ずるが、特に大藏大臣の許可を受けたるならば此の規定に依ることを要しないのであつて、代金回収に關する要許可事項としては左記の場合を擧げることが出来る。

一、代金の不回収

二、代金回収期間の延長

三、特殊回収

このうち特殊回収とは、仕向地以外よりの回収又は銀行經由若は本邦に仕向けたる郵便爲替に依らざる回収を謂ふのである(申請書式四二二、註二)。此の申請は無爲替輸出に關する申請と併合申請を爲しても差支なく、又、仕向地外よりの代金回収が繼續的に行はれる場合等には、之に關する包括許可を受けることに依つて手續上の不便を簡易化することも出来るのである。

又、始めから代金を回収しないことが判つて居れば、此の場合に於ても無爲替輸出及び代金不回収の併合申請が出来る。併し併合申請は獨り之等の場合のみでなく、他の場合に於ても可能である。

許可申請手續

無爲替輸出代金回収に關する許可申請は、申請書式第四十二號に依り左の許可申請書三通を作成し(四六七、條二項)、輸出地所管税關を経て大藏大臣に提出しなければならぬ。併し業務上其他の理由に依り、著しく支障ある場合は最寄税關を経て之を提出することが出来る。又本邦への輸入貨物

申請書式第四十二號(第六十七條)

無爲替輸出貨物代金ノ不回收、回收
期間延長又ハ特殊回收許可申請書

(誓書
擔當者)

大藏大臣
年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

印

- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 輸出申告者又ハ郵便差出人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 二 輸出貨物ノ品名、數量、單價、價額及送り狀金額
 - 三 荷受人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 四 輸出ノ時期及輸送ノ方法
 - 五 輸出貨物ノ仕向地及到着時期
 - 六 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル金額
 - 七 回收期間延長又ハ特殊回收ノ場合ニ在リテハ回收ノ見込時期及方法
 - 八 爲替ノ償還又ハ買戻シタル場合ニ在リテハ其ノ金額、時期及銀行名
 - 九 不回收、回收期間延長又ハ特殊回收ヲ必要トスル事由
 - 十 其ノ他參考トナルベキ事項

注意 (一) 本許可申請書ハ本邦ヘノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外三通ヲ作成
シ輸出地所管税關ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ但シ業務上其ノ他ノ理由ニ依リ著
シク支障アル場合ハ最寄税關ヲ經テ提出スルコトヲ得

- (一) 本邦ヘノ輸入貨物代金決済ノ爲ニスル場合ニ在リテハ四通ヲ作成シ最寄日本銀行
ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
- (二) 特殊回收トハ仕向地外ヨリノ回收又ハ銀行經由若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ
依ラザル回收ヲ謂フ
- (三) 第二項ノ輸出貨物ノ品名ニハ品質、等級、銘柄、構成材料、製造者名ヲ附記スベ
シ但シ貨物ノ性質上明白ナルモノ又ハ記載特ニ困難ナルモノハ之ヲ省略スルコト
ヲ得
- (四) 第二項ノ輸出貨物ノ價額ニハ外國居住者ニ對スル賣値ヲ、賣値確定セズ若ハ判明
セザルモノ又ハ賣値ナキモノニ付テハ仕向地ニ於ケル見込賣値ヲ記載シ且F・O・
B、O・I・F等ノ別ヲ附記スベシ
- (五) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

代金決済の爲めにする場合にありては許可申請書は四通を要し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出することになつてゐる。

代金充當及び回收の報告

無爲替輸出代金に對し回收義務ある者は、回收並に不回收充當の狀況を報告する義務がある
(則六七、
條三項)。此の場合には報告書式第四十八號に依り、次頁の輸出貨物代金充當及回收報告書一通を
作成し各月分を翌月十五日までに輸出地所管税關を経て大藏大臣に提出するのである。從來は一

報告書式第四十八號(第六十七條)

輸出貨物代金充當及回收報告書

昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號

貨物摘要	代金回収及充當							備考
	輸出申告日 (郵便場 依ルハ差出 年月日)	送り金 額	荷受人 氏名又ハ 商號	輸出申告 日	當月中 回収代 金額	前月 未回収 代金 額	前月 未回収 充當 金額	

1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ各月分ヲ翌月十五日迄ニ輸出地所管税關ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
2. 本報告書ハ輸出申告又ハ郵便差出月日順ニ記載スベシ
一 輸送費等ニ過ギサル場合ト雖全額回収等ヲ俟テ又ハ報告スベシ
二 價額ノ俟テハ外國居住者ニ對スル賣價ヲ、委託販賣等賣價確定セザルモノニ付テハ價額ノ向地ニ於ケル見込賣價ノ記載スベシ
三 價額ノ俟テF.O.B.ニシテ仕向地迄ノ運賃及保險料等ヲ立替ヘタル場合ハ其ノ金額ヲ括弧書スベシ
3. 價額其ノ他金額ノ記載ハ總テ其ノ表示通貨ヲ以テシテ外貨ナルトキハ邦貨換算額ヲ併記スベシ
4. 價額其ノ他金額ノ記載ハ總テ其ノ表示通貨ヲ以テシテ外貨ナルトキハ邦貨換算額ヲ併記スベシ
5. 輸出申告者ノ欄ニハ一部有爲替輸出報告書又ハ全部無爲替輸出報告書提出者名ヲ記載スベシ
6. 銀行又ハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
7. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
8. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
9. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
10. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
11. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
12. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
13. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ
14. 送金爲ノ欄ニハ取替局等ニ送金ノ爲メニ電信送金、送金手形等ノ別及取立爲替ノ支拂地、送金爲ノ欄ニハ住所、地等ヲ記載スベシ

通を作成して直接之を大藏大臣に提出することになつてゐたが、税關經由提出に改めたのは税關に於ける審査の便に供せんが爲めに外ならない。

又、一輸出につき回収又は充當した金額が、假令其の價額の一部に過ぎない場合であつても、全額回収を俟たず之を報告しなければならぬ點も、從來と其の取扱が異つてゐる。

第四款 輸出爲替の豫約強制

外國爲替の集中

昭和十六年六月一日よりは英貨爲替取引、同年七月一日よりは米貨爲替取引につき夫々安定措置が講ぜられることとなり、外國爲替銀行の之等爲替持高を横濱正金銀行に集中し、賣却高及び買入高は日本銀行を通じての出合を正金銀行の集中勘定に求め、之に依つて生ずることあるべき集中勘定の損失は政府が補償する。だが此の爲替集中は外國爲替銀行に關する範圍に止まり、貿易業者が輸出入契約をしても爲替銀行に賣爲替豫約を爲さざるに於ては、之等業者の爲替手持は集中制の範圍外に残されるのである。爲替集中制の實施に當り、不可缺の條件は輸出入取引の凡

てが、爲替賣買持高の形に於て、銀行のポジションに表はれてゐることである。

そこで六月二十日より之と併行して輸出入爲替の豫約取極制度を實施し、輸出入業者は一定期間内に爲替銀行に賣爲替豫約を爲す義務を負はしめたから、之等の手持爲替も爲替銀行を通じて全面的に集中され、正金銀行の集中勘定は我が爲替状態を完全に表現して、複雑な國際情勢に對應する我が外國爲替及び外貨資金の計畫的運用が可能となつた。又、輸出入業者側から見れば、豫約に依つて爲替相場變動に依る損失を免れる反面、思惑的利益を得る機會を失ふ譯であるが、之が爲めに輸出入貿易の健全化に資する所は尠少でない。右の爲替豫約取極制度は左の如く二本建となつてゐる。

一、輸出爲替豫約取極規則(昭和十六年六月十八日大藏省令第三二號、同月二十日實施)

二、輸入爲替許可證に豫約取極の條件を附する行政措置(同年六月二十日實施)

こゝでは先づ前者について説明しやう。

賣爲替の豫約取極

輸出爲替豫約取極規則は、外國爲替管理法第三條の規定に基き公布された大藏省令である。本

規則に依れば、第三國通貨を以て代金の全部又は一部を受領すべき輸出契約を締結したる者は、該契約締結後一週間内に外國爲替銀行に對し、該代金決済に關する賣爲替の豫約を爲す義務を負はされてゐる(昭和十六年大藏省令第三號一條)。右は無爲替輸出の場合も同様であつて、代金の回收を伴ふものは送金爲替の受領、又は代金取立爲替の取立代り金の受領に關し、外國爲替銀行に對して賣爲替豫約の取極を爲さねばならぬ。

輸出業者が外國爲替銀行に對し賣爲替豫約を爲すには、輸出契約の締結を證する書面を該豫約申込の際相手方たる外國爲替銀行に提出しなければならぬ(前掲省令第二條)。従つて右の書類なき場合には、賣爲替豫約を爲すことが出來ず、從來稍々ルーズであつた賣爲替豫約の條件は、之に依り嚴重な規定が設けられた譯である。

例外規定

此くの如き外貨輸出契約の成立せる場合は、原則として速かに外爲替銀行に對し賣爲替豫約を爲すのであるが、たゞ左記の場合は其の例外として賣爲替豫約を爲すを要しない(前掲省令第二條)。

- 一 大藏大臣の許可を受けたるとき

- 二 輸出契約締結後一週間内に該代金を受領したるとき

- 三 輸出契約締結後一週間内に該契約の解除せられたるとき

賣爲替豫約實行の時間が、輸出契約締結後長期に互る等の理由に依り、外國爲替銀行が該豫約取極に應じない場合には、賣爲替豫約取極の免除或は延期に關し大藏大臣の許可を受けなければならぬ。此の場合の許可申請書は次頁所載の書式に依り三通を作成し、輸出地所管税關を経て大藏大臣に提出するのである。

豫約期間の延長

豫約の期間については、現在外國爲替銀行間に原則として三箇月迄とする申合があるから、輸出契約の長期に互り申合期間内に豫約取極を爲すこと困難なるを豫知し得る場合に於ても、一應右の申合に従ひ三箇月の豫約を爲し、更らに期間満了の際必要の期間延長を爲す方法を探る申合せとなつてゐる。而して申合所定期間を過ぎ、更らに豫約期間の延長を必要とするものは、豫約當初より起算して延長期間満了の日を受渡期とする先物の延長當時に於けるケケールを附したる相場に依り之を行ふものとする。

輸出爲替豫約取極ノ免除又ハ延期許可申請書

(電話番号) (擔當者)

大藏大臣 殿
年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)

- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 輸出契約締結ノ時期並ニ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 二 輸出品ノ品名、數量及價額
 - 三 輸出品ノ輸送ノ方法、積出港(郵便ニ依ルモノニ在リテハ差出郵便局名、鐵道便ニ依ルモノニ在リテハ積出驛名及)仕向地
 - 四 輸出ノ豫定時期(郵便ニ依ルモノニ在リテハ差出ノ豫定時期、鐵道便ニ依ルモノニ在リテハ託送ノ豫定時期)
 - 五 輸出代金ノ決済ノ方法及時期
 - 六 信用狀アル場合ニハ其ノ種類並ニ發行銀行ノ住所及商號
 - 七 賣爲替豫約取極ノ免除又ハ延期ヲ必要トスル事由
 - 八 其ノ他參考トナルベキ事項

注意 (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ輸出地所管稅關ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ、但シ業務上其ノ他ノ事由ニ因リ著シク支障アル場合ハ最寄稅關ヲ經テ提出スルコトヲ得

- (二) 第八項ニハ賣爲替豫約取極ニ關シ外國爲替銀行ト交渉シタル經緯等ヲ記載スベシ
- (三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

豫約の取消又は賣戻し

輸出爲替の豫約にして、戦争其他業者の責任に非ざる事由に依り、其の實行が困難なる場合は、外國爲替銀行は大藏大臣の承認を得て、原豫約相場に依り之を取消することが出来る。又、輸入爲替の豫約も同様である。尙ほ外貨輸出手形の償置にして、戦争其他業者の責に歸すべからざる原因に基く場合は、外國爲替銀行は大藏大臣の承認を得て原買取相場に依り其の賣戻すことが出来る。

特定地域(米洲、蘇聯、圓域以外の地域)向輸出爲替については、外國爲替銀行が大藏省の買取承認を得る必要があるので、斯かる場合には外國爲替銀行は一應豫約に應じ、大藏省に其の事務承諾を求め、若し不許可の際は豫約を取消するのである。

第二節 貨物輸入に關する取締

第一款 有爲替輸入

有爲替輸入の意義

有爲替輸入とは、貨物輸入の際、外國で爲替が取組まれてある場合を謂ひ、輸入後爲替の取組まれるものや、取立手形で代金を取立て、來る場合は無爲替輸入として取扱はれる。従つて有爲替にて貨物を輸入する者は、その代金決済の方法として、信用狀の取得、外國通貨又は外國爲替の買入、委託支拂、外國送金等の何れかを擇び、場合に依つては代物辨濟或は在外資産(外貨證券若くは外貨債)の處分に依ることがあり、また無爲替輸出代金を輸入代金に充當することもある。輸入が有爲替にて行はるる限り、爲替取引とは密接な關係を有し、爲替取引の多くは輸入貨物代金を決済する爲めに行はれるのである。然るに本令第七章の輸入に關する諸規定は寧ろその重點を無爲替輸入に置き、有爲替輸入については第二章の外國爲替、信用狀、送金等に關する諸規定に依り其の取引又は行爲を取締つてゐる。

尙ほ本令に於て輸入と謂ふのは、貨物を保税倉庫に庫入れし又は保税工場に移入する場合をも

包含するが、貨物を上屋に搬入したのみにては未だ輸入とはならない。

取締の必要

昭和十二年一月、舊一號省令に依つて輸入爲替の許可制が採用されるまでは、我が國は自由貿易主義を尊重して貨物輸入の爲めにする外國爲替の買入、又は信用狀の取得は不要許可とし、之を爲すには許可を受くることを必要としなかつた(舊七號省令四條一號、八號、十一條一號)。然るに一號省令は之等の諸規定を停止し、貨物輸入の爲めにする外國爲替の買入も信用狀の取得も共に許可を要することゝなり、之に依つて輸入爲替の許可制が實施された。

貨物の輸入には代金決済に依つて資金の流出を伴ふのみならず、之を自由に放任するときには輸入管理の運用を阻害して、物資動員計畫に齟齬を來さしむる惧れがあるから、今日の外國爲替管理は代金決済の爲めにする爲替取引を取締ると共に、また貨物の輸入自體にも制限を加へるのである。此の意味に於て爲替管理と輸入統制とは不可分の關係を有し、爲替管理に依つて輸入統制が行はれてゐると云ふも決して過言ではない。故に輸入爲替の許可制は輸入の許可制と多くの共通點を有する。

取締の範圍

本令には一號省令第一條及び第二條に見たやうな取締規定がなく、貨物を輸入する場合についても、其の代金決済の爲めの取引又は行爲が許可を要すると云ふ明文を缺くけれども、第六十八條の規定を見ると此の場合だけが、本邦への輸入貨物代金決済の爲めの爲替買入又は信用狀取得が許可を要しないのであつて、其の他の場合は總て許可を受くることを必要とする。即ち原則としては許可を受けることになつてゐて、たゞ第六十八條の場合だけが其の特例なのである。第六十八條の規定に依れば――

- 一、關東州又は滿洲國より貨物を輸入する者は、第十一條の規定に拘らず、其の代金の決済をなす爲め一箇月を通じ百圓相當額以下の外國爲替の買入を爲し、又は關東州若しくは滿洲國より本邦に仕向けたる爲替の支拂につき大藏大臣の許可を受くることを要しない(則六八) (條一號)。
- 二、關東州又は滿洲國より貨物を輸入する者は、第十四條の規定に拘らず其の代金の決済を爲す爲め、一箇月を通じ百圓相當額以下の關東州又は滿洲國に仕向けたる信用狀を取得するに ついても、大藏大臣の許可を受くることを要しない(則六八) (條二號)。

此の特例規定は、昭和十五年十一月に改正された舊一號省令第一條第一號及び第二條但書の規定を踏襲してゐる。従來は輸入貨物代金決済の爲めに必要な一箇月百圓相當額以下の爲替及び信用狀取引は自由であつたが、國內に於て物資に關する諸統制が強化せらるるに伴ひ、明らかに右の月額百圓の自由限度を濫用するものと認めらるる小口貨物の輸入が漸増して來て、更にまた他人名義を使用する悪性違反事件も頻發する狀況に鑑み、昭和十五年十一月の一號省令改正に際し、右の自由限度を撤廢して全面的に之を取締ることになつたのであるが、たゞ關東州及び滿洲國より輸入する場合に於ては特に取締る必要がないので、關東州又は滿洲國からの月額百圓以下の輸入爲替取引又は輸入信用狀については従來通り自由とした。そこで本令も此の改正規定を踏襲したが、たゞ異なるのは第一號に於て送金を爲替の買入とし、又第二號の規定に依り許可を受けずして取得したる信用狀に基く爲替の賣却又は買入、若は支拂の爲めの爲替の買入を自由とする舊一號省令第一條第二號の規定を缺いてゐる二つの點である。

許可申請手續

輸入代金の決済には種々の方法が行はれ、獨り送金や手形支拂の決済に依るものゝみに限らな

い。而して夫等の決済の爲めにする取引又は行爲は、別に本令の規定に依つて之を取締つてゐるから、各該當規定に依り許可を受くることを必要とする。従つて有爲替輸入の場合には、通貨や証券の場合に於けるが如く輸入それ自體につき許可を受ける譯ではなく、輸入の爲めに必要な代金決済に關する取引又は行爲につき許可を受けるのである。之れ有爲替輸入の有爲替輸入たる所以であり、従つて爲替管理は代金決済に必要な爲替取引の方面から貨物輸入を統制することにもなる。輸入代金決済の方法と其の許可申請手續との關係を示せば左の如くである。

輸入代金決済方法及び許可申請手續

決済方法

取締規定

許可申請書式

- 外國爲替の買入 第十一條 第一號
- 委託 支拂 同 第二號
- 信用狀の取得 第十四條 第六號
- 支拂の委託（外國爲替を除く） 第二十條 第十二號
- 外貨證券の處分 第三十三條 第二十號

證券代金の不回收

第三十五條

第二十二號

在內財産を擔保する借入金

第四十四條

第二十七號

在外不動産等の代り金の不回收

第五十八條

第三十六號

本邦より送付せる資金の不回收

第五十九條

第三十七號

右の如く輸入貨物代金決済の爲めに爲さるゝ許可申請の種類には幾通りもあるが、最も便利で廣く行はれてゐるものは信用狀の取得許可に依る輸入である。之は信用狀其のものゝ有する効果の點から見ても、有爲替輸入の代表的なものと謂ふことが出来る。

従來は、舊八號省令第十條の規定に依り、有爲替輸入代金決済の爲め必要な取引又は行爲をなす者より輸入報告書を徴してゐたが、本令では其の提出を要しないことになつた。

本邦への輸入貨物代金の決済の爲め必要な取引又は行爲につき、本令の規定に依り許可を受けないとする者は、該貨物の輸入前に之を受けなければならぬ（則七條）。代金決済の許可の與へられないものについては無爲替輸入の許可も與へられない道理であるから、斯かる場合に於ては無爲替輸入の許可申請を爲さず、且つ貨物の輸入は代金決済の許可を受けたる後に於て之を爲すべきで

ある。但し本令の規定に依る無爲替輸入の許可を受けたる場合は此の限りでない(附第七〇)。
輸入者が危険を冒し許可を受けずして勝手に貨物を輸入するならば、不許可となつた場合之を返送しなければならぬやうな面倒な事態を發生する。かゝる事態の發生を防ぐ意味からも許可發給前の輸入は禁止されたのである。

第二款 無爲替輸入

無爲替輸入の意義

無爲替輸入とは、輸入の際に、價額の全部又は一部につき、外國より本邦に仕向けたる爲替を取組まれてゐない貨物の輸入をなすことである。従つて無爲替輸入には全部無爲替と一部無爲替とがあるが、一部無爲替の場合は他の部分には爲替が取組まれてゐるから、本令では之を一部有爲替として取扱つてゐる。而してこゝに價額と謂ふのはC・I・F値段を指稱する。従つて貨物の値段のF・O・B全部につき爲替が取組まれてゐても、運賃若くは保険料について爲替が取組まれてゐない場合には一部無爲替となり、斯かる貨物の輸入には一部無爲替輸入の許可が必要である。

ある。

外國爲替が取組まれてゐるとか、取組まれてゐないとか云ふことについては、輸出のところでは説明したからこゝで重ねて説明を加へる必要はないが、輸入の場合に於て取組まれるのは外國より本邦に仕向けた爲替(被仕向爲替)であつて、輸入貨物につき外國で銀行が荷付爲替手形又はクリーン・ビルを買取り、本邦の輸入者が其の爲替を支拂ふことに依つて、輸入貨物代金を決済するのは有爲替輸入であり、斯くの如き決済方法に依らざるもの若くは全然決済方法を伴はざるものは即ち無爲替輸入である。無爲替輸入に關しては、嚮に大藏省爲替局から左の如き注意事項を發表して、一般の注意を喚起してゐる(昭和十二年八月二十七日發表)。

一、昭和十二年九月五日以後外國ヨリ積出サレタル貨物ニシテ、無爲替ノモノヲ本邦ニ輸入スル場合ニハ左ニ掲グル場合ヲ除キ許可ヲ要スルコト(不要許可事項省略)。

二、無爲替ニテ輸入セラル、貨物トハ、該貨物ニ付輸入ノ際外國ニ於テ爲替ガ取組マレ居ラザルモノノ謂ナルコト、從ツテ輸入當時外國ニ於テ爲替ガ取組マレ居ラザル場合ハ、其後ニ至リ取組マルル場合ト雖モ無爲替トシテ取扱ハルルニ依リ、營業者ハ貨物輸入ノ際該貨物ニ付、外國ニテ爲替ガ取組マレ居ルヤ否ヤヲ明確ニスル必要アルコト。

- 三、輸入貨物ノ本邦ヘノ輸入價額即チ、Value 値段ノ全部又ハ一部ニ付爲替ガ取組マレ居ラザル場合ハ無爲替輸入トナルコト。
- 四、外國ニ於テ、「クリーン・ビル」ガ取組マレ居ル場合ハ爲替付輸入トナルモ、「コレクシヨン・ビル」ニテ代金ヲ取立テ來ル場合ハ無爲替輸入トナルコト。
- 五、本邦ヨリ外國ニ仕向ケタル信用狀ニ基キ、外國ニ於テ同地ノ銀行ニ宛テ爲替手形ヲ振出シ、之ヲ賣却シタルトキ、又ハ外國内ノ銀行ニ船積書類等ヲ提供シ代金ヲ受領シタルトキハ、外國ニ於テ爲替ガ取組マレタルモノトシテ取扱ハルルコト。
- 六、本邦ヨリ外國ニ仕向ケタル信用狀ニ基キ、外國ニ於テ倫敦宛等ノ手形ノ取組マレタル場合（「ロンドン・アクセプトダンス」等）ハ外國ニ於テ爲替ガ取組マレタルモノトシテ取扱ハルルコト。

此の無爲替輸入を大別すれば、代金決済を伴ふものと、代金決済を伴はないものとの二つになるが、代金決済を伴ふものには、爲替決済に依るものと、爲替決済に依らないものがある。次に其の分類を示して見やう。

一、代金決済を伴ふ場合

(1) 爲替決済に依るもの

イ、代金取立手形に依る決済

ロ、送金爲替に依る決済

(2) 爲替決済に依らざるもの

イ、無爲替輸出代金を以て輸入貨物代金に充當する場合

ロ、在外外貨資産又は之を擔保とする借入金を以て輸入貨物代金に充當する場合

二、代金決済を伴はざる場合

(1) 見本品、寄贈品、委託販賣の爲め輸出したる貨物の返送品、手荷物、引越荷物等を輸入する場合

(2) 外人商社が貨物輸入代金を本邦内の營業費、事業費等に充當する場合

(3) 本邦商社の在外支社が本社に送付すべき利益金等を貨物を以て送付し來る場合

(4) 其他貨物の代金を本邦内に留置する場合

又、之を別の觀點からすれば、無爲替輸入には性質上無爲替なるものと、然らざるものがある。前者に掲げた場合は前者に屬し、之等を除く其他の場合には後者に屬する。而して其

の性質上無爲替なるものは、別に之を取締る必要はないけれども、當然有爲替である可きにも拘らず無爲替にて輸入さるる場合には、爲替管理上飽くまで之を取締らなければならぬ。

取締の必要

無爲替輸入は物の形に依る資金の流入であるから、現在の如き本邦の國情に於ては寧ろ歓迎すべきであるが、併し他方に於ては又左の如き弊害を伴つてゐる。

- 一、外國より流入する資金に代へて貨物の無爲替輸入が行はれる時は、夫だけ本邦國際收支の受取勘定が減少すること
- 二、無爲替貨物の自由なる輸入を認める時は、輸入管理の運用を阻害すること
- 三、無爲替輸入は割當其の他の方法に依り設けられた一定の基準に従ひ、輸入を行はしめんとする輸入計畫を破壊する恐れあること
- 四、無爲替輸入貨物が不要品不急品なる時は、他の同種貨物を取扱ふ爲替付輸入業者との權衡を失せしむること

そこで無爲替輸入を取締ることに依り、舊一號省令に依る輸入爲替管理の徹底を期する爲め、

昭和十二年八月二十八日外國爲替管理法を改正して、價額の全部又は一部につき外國爲替を取組まざる貨物の輸出の外に、其の輸入をも取締り得ることとし(法一七條)、爾來、數度の省令改正を経て、無爲替輸入に對する取締は著しく強化されてゐる。

取締の範圍

無爲替輸入は、其の全部無爲替たると一部無爲替たるとを問はず、原則として許可を受くることを必要とする。たゞ左に掲ぐる場合は此の限りでない(則六九條一項但書)。

- (1) 見本若くは寄贈品として、又は博覽會に出品する爲め輸入するとき

之は無爲替輸出の場合にも不要許可事項となつてゐる。見本には商品の見本其の他試験用、製作用、注文取集用等の見本も包含するが、懷中時計機械等の如く見本其の物が販賣に供せらるることを目的として輸入されるものについては許可を要する。又、展覽會、品評會、共進會へ出品する爲めの輸入については博覽會への出品物に準じ不要許可の取扱を受けるが、見本市等への出品については許可を要する。

- (2) 修繕の爲め輸入するとき

修繕の爲め貨物を輸入するについては許可不要であるが、加工の爲めに輸入する場合は許可を要する。

(3) 本邦より出漁せる船舶が出漁に際し携帯したる用品、又は漁獲物を該船舶に依り輸入するとき

漁獲物とは魚介類、海獣、海藻其他の水産物を包括的に指稱せるものである。尙ほ該船舶に依りとあるも、之は本邦より出漁せる船舶に附屬せる船舶をも包含するものとして取扱ふことになつてゐる。

(4) 手荷物又は引越荷物を輸入するとき

手荷物とは旅客の携帯品と同意義であつて、旅客の身分に相當する旅客の用品及び旅客の職業上必要な器具を意味し、引越荷物と云ふのは既に使用せられたる個人に屬する引越荷物のことである。

(5) 本令の規定に依り代金の決済の爲め必要な取引又は行爲を爲すにつき許可を受けたる貨物を輸入するとき

舊一號省令には、第一條乃至第四條の規定に依り、代金決済の爲め必要な取引又は行爲と具體的に規定されてあつたが、本令では之に該當する規定の箇條を明示せず、代金の決済の爲め必要な取引又は行爲を爲すにつき、許可を受けなければならぬ規定の總てが之に包括されてゐるのであつて、かゝる規定に依り代金決済の爲め必要な、取引又は行爲につき許可を受けた貨物の輸入には、許可を受くることを要しないのである。

(6) 前各號に該當する場合の外、關東州又は滿洲國より一箇月を通じ百圓相當額以下の貨物を輸入するとき

従來は一箇月百圓相當額以下の貨物の無爲替輸入を爲すのは一般に自由であつたが、之には種々の弊害が伴ふので、昭和十五年十一月の一號省令改正に際し、右の自由限度を撤廢して全面的に許可を要することとしたが、たゞ關東州及び滿洲國からの月額百圓以下の無爲替輸入は従來通り自由となつてゐた。本令は此の規定を其のまゝ踏襲したものに外ならない。

(7) 官廳の輸入を爲すとき

本號に該當するのは、本邦政府の官廳自體が輸入を爲す場合を謂ふのであつて、商社が官廳の

申請書式第四十三號(第六十九條)

無爲替貨物輸入許可申請書

(電話番號)

大藏大臣 殿

年 月 日

申請者ノ住所

職業、氏名又ハ商號

(代表者氏名)

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 輸入貨物ノ種類、數量、單價、價額、產地、積出港、積出時期、陸揚地及到着時期並輸入貨物ノ處分方法
- 二 貨物代金決済ノ方法及見込時期又ハ其ノ豫定
- 三 外國爲替ヲ取組マザル事由
- 四 其ノ他參考トナルベキ事項

注意 (一) 本許可申請書ハ四通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

(二) 本邦ヨリ輸出シタル貨物ノ返送セラレタルモノ又ハ一箇月ヲ通ジ價額百圓相當額以下ノ貨物ヲ輸入シタル場合ハ申請書二通ヲ作成シ貨物ノ輸入地所管稅關ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

(三) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

注文を受けた貨物を輸入する場合には許可を要する。

許可申請手續

本邦への輸入貨物代金の決済の爲め、必要な取引又は行爲を爲すにつき許可を受けんとする者は、本令附屬申請書式第四十三號に依り上掲の無爲替貨物輸入許可申請書四通を作成し、最寄日本銀行を經テ大藏大臣に提出するのである(則六九、條二項)。

無爲替輸入の許可申請については、昭和十二年八月三十一日、大藏省爲替局から左の如き注意事項が發表されてゐる。

(1) 無爲替輸入又は代金決済に関する許可申請は、已むを得ざる事情ある場合の外、發注前又は積出前之を受くること

有爲替輸入のところでも述べたやうに、代金決済に必要な取引又は行爲につき許可を與へられないものは、無爲替輸入の許可を受けることも出来ないから、斯かる場合には無爲替輸入の許可申請を爲さず、且つ積出は代金決済の許可を受けてから之を爲すべきである(則七、條)。但し本令第六十九條の規定に依り無爲替輸入の許可を受けた場合には、輸入後に於て代金決済の許可申請を爲

すことは差支ない(則七〇)。舊一號省令第四條ノ三にも之と同一規定があつた。

(2) 今後は左記のものに限り無爲替輸入の許可申請を爲すこと

イ、代金決済を伴はざるもの

ロ、委託販賣等にして代金決済の時期又は金額の確定し難き等の事情の爲め、代金決済に關する許可申請を爲すこと困難なるもの

無爲替輸入の許可を得たる後に於て、該貨物の代金決済の爲め必要なる取引又は行爲を爲すについては、夫等の取引又は行爲につき許可を受けなければならぬ。従つて代金決済を爲す貨物の輸入にあつては、委託販賣等にして代金決済の時期又は金額の確定し難い等の事情に依り、豫め代金決済の許可申請を爲すこと困難なるもの限り、之を無爲替輸入として取扱ひ、其の他の場合に於ては無爲替輸入と代金決済との双方の許可を受くる如き手續の重複は、成る可く之を避けるやうにすることが要望されてゐる。

無爲替輸入の許可申請を爲すべき者は、原則として税關に對し輸入申告を爲す者、但し郵便に依るものにあつては郵便物名宛人、鐵道便に依るものにあつては荷受人である。けれども

A 貨物の輸入を他の者に委託し、又は貨物輸入前に該貨物が賣却せられた場合等に於ては、

受託者又は賣主が輸入手續を爲すも、又實質上の輸入者より許可申請を爲すも、其の何れにても差支なく、

B 輸入申告を爲す者が税關貨物取扱人なるときは荷主より許可申請を爲すべきである。

第三節 貨物附帶債權代り金の回收義務

貨物附帶債權の意義

貨物附帶債權とは、輸入貨物について生ずる缺斤料、値引金其の他之に準ずる債權、又は輸出貨物について生ずる手数料立替金其の他之に準ずる債權を謂ふのである。

代り金の回收

第三國より貨物を輸入したる者が、該貨物につき貨物附帶債權を取得したるときは、該債權の取得後三箇月内に第三國より銀行を經由し、又は本邦に仕向けたる郵便爲替に依り之を本邦に回收しなければならぬ(則七一)。

申請書式第四十四號(第七十一條)

輸出又は輸入貨物附帶債權ノ代リ金ノ不
收、回収期間延長又は特殊回収許可申請書

(電話番
號)

大藏大臣

年 月 日

殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
(代表者氏名)



- 標題ノ件左ノ通及申請候也
- 一 輸出貨物ノ荷受人又ハ輸入貨物ノ荷送人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 - 二 輸出又ハ輸入貨物ノ品名、數量、單價、價額及送り狀金額
 - 三 輸出又ハ輸入ノ時期及方法
 - 四 輸出貨物ノ仕向地及到着時期又ハ輸入貨物ノ積出地及積出時期
 - 五 輸出又ハ輸入貨物附帶債權ノ種類、金額及其ノ算出基礎
 - 六 輸出又ハ輸入貨物附帶債權代リ金ノ支拂人ノ住所、職業及氏名又ハ商號並支拂受領地
 - 七 輸出又ハ輸入貨物附帶債權代リ金ノ受領ノ時期及金額
 - 八 不回收、回収期間延長又ハ特殊回収ヲ必要トスル金額
 - 九 回収期間延長又ハ特殊回収ノ場合ニ在リテハ回収ノ見込時期及方法
 - 十 不回收、回収期間延長又ハ特殊回収ヲ必要トスル事由
 - 十一 其ノ他參考トナルベキ事項

- 注意 (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
(二) 特殊回収トハ輸出又ハ輸入貨物附帶債權代リ金受領地外ヨリノ回収又ハ銀行經由

(三) 若ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依ラザル回収ヲ謂フ
本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

又、第三國へ貨物を輸出したる者が、貨物附帶債權を取得するときも、之に準じて其の代り金を本邦に回収する義務を課せられてゐる(則七一、條三項)。
之等の規定は外國爲替管理の強化に伴ひ、本令に於て始めて設けられたもので、從來の法令には之を見ることが出来なかつた。

不回收、回収期間延長又は特殊回収

輸出又は輸入貨物附帶債權の代り金につき、其の不回收、回収期間延長又は特殊回収を爲さんとする者は、夫等の各事項について大藏大臣の許可を受けなければならぬ(則七一、條三項)。此の場合に於ては本令附屬申請書式第四十四號に依り、前掲の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に之を提出するのである。

債權取得並に代り金の充當及び回収の報告

輸出又は輸入貨物に對して附帶債權を取得したる者は、該債權の取得及び回収狀況につき、本

報告書式第四十九號(第七十一條)

貿易附帶債權ノ取得並代リ金ノ充當及回收報告書

(甲) 總括表 昭和何年何月分 住所 氏名又ハ商號
(前回提出 昭和何年何月分)

地域	當月中債權ノ取得		計	前月末現	前月末現	當月中充當又ハ回收			前月末現	備考	
	輸出關係	輸入關係		在充當又ハ回收済額	在充當又ハ回收済額	回收	充當	特殊回收	在充當又ハ回收済額		

- 準則 1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ債權ヲ取得シタル月又ハ債權ヲ充當若ハ回收シタル月ノ翌々月十五日迄ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
2. 地域ノ欄ニハ英國及其ノ屬領、米國及其ノ屬領、蘭印、蘭印以外ノ南洋、近東、歐洲、阿弗利加、中南米、其ノ他ニ區分シ記載スベシ
3. 備考ノ欄ニハ回收金額ヲ經由銀行別ニ記載スベシ

4. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縱 210 耗横 297 耗トスベシ
- (乙) 大口債權明細表

輸出關係又ハ輸入關係ノ區分	債權ノ種類	債權ノ金額	輸出又ハ輸入ノ種類、貨物ノ種類、數量、價額	債權取得日	債權算出基礎	備考

- 準備 1. 當月中取得シタル債權ニシテ一萬圓相當額以上ノモノニ付記載スベシ
2. 輸出關係分ト輸入關係分トヲ夫々取置キ記載スベシ
3. 債權算出基礎ノ欄ニハ貿易附帶債權額ノ算定ノ基礎ヲ説明シ例ヘバ手数料ニ在リテハ輸出入貨物價額ノ何%、缺斤料ニ在リテハ缺斤數量及其ノ單價等ヲ記載スベシ
4. 債務者ト輸出先又ハ輸入先トガ異ルトキハ備考ノ欄ニ債務者ノ住所、氏名又ハ商號ヲ記載スベシ
5. 其ノ他(甲)ノ準則 1 及 4ニ準ズ

令所屬報告書式第四十九號に依り報告書二通を作成し、債権を取得したる月、又は債権を充當若くは回収したる月の翌々月十五日までに、最寄日本銀行を経て之を大藏大臣に提出しなければならぬ(則七一)。
(條四項)

第三款 輸入爲替の豫約強制

行政措置に依る強制

外貨爲替取引の安定措置として、爲替集中の完璧を期する爲め、輸出爲替については輸出爲替豫約取極規則を制定し、其の豫約取極が強制されてゐることは前段に述べた所の如くであるが、輸入爲替にあつては昭和十五年五月以來、英系通貨爲替について既に之を實施してゐたところ、前記輸出爲替豫約取極制の實施と相俟つて、更らに其の範圍を擴大して之を外貨輸入爲替の全部に及ぼすこととなり、昭和十六年六月二十日より實施した。併し乍ら此の輸入爲替豫約取極制は法令に依らず、行政措置として行はれてゐるのである。

此くの如く本措置は、昭和十六年六月二十日以降發給すべき第三國通貨表示の輸入爲替買入許

可證に於て原則として豫約取極の條件を附するものであるが、此の場合に於けるレミタンス、アクセプタンスの許可證には、輸入商品買付の日より起算して一週間内、買付未済の場合は許可の日より起算して二週間以内に豫約取極をしなければならぬ。併し乍ら此の條件は直接的に外國爲替買入の場合のみでなく、間接的にも信用狀取得許可證に於てまた同様の條件を附するのであつて、即ち信用狀取得の日より一週間内に之に基く振出手形決済の爲め、外國爲替の買豫約をなすことを條件とする。

外國爲替銀行の確認

外國爲替銀行に於ては、外國爲替管理法施行規則第七十八條の規定に依る確認の義務を負ふてゐるから、許可證に附したる條件に合致せざる取引に應ずることは出来ない。従つて外國爲替銀行は豫約取極の期間を過ぎたるもの、豫約には應ぜぬ。

買爲替豫約の取消

輸入爲替の豫約にして、戦争其他業者の責任に歸すべからざる事由に因り、其の實行困難なる場合は、輸出爲替豫約の場合と同様に外國爲替銀行の申合に依つて、大藏省の承認を得て原豫

約相場にて之を取消し得ることとし、業者に損失を負擔せしめない。

第八章 外國爲替銀行、兩替商其他

第一節 外國爲替銀行

第一款 外國爲替銀行の地位

外國爲替業務の許可割

既存又は新設の店舗に於て外國爲替業務を営まんとする銀行は、本令第七十一條の規定に依り大藏大臣の許可を受けなければならぬ(則七二) 條三項。

外國爲替銀行の營む外國爲替業務が許可制となつたのは昭和十一年十二月一日からで、此の時既に外國爲替銀行は從來の自由な立場を失つた。併し昭和十一年十一月三十日までには外國爲替業務を營む旨の届出を爲したる銀行は特に届出のみで、許可申請の手續を免除されて引續き外國爲替業務を營み、たゞ其の後外國爲替業務を営まんとする銀行のみが許可を受けることになつた。之等の外國爲替業務を營む銀行を本令では外國爲替銀行と謂ひ、其の外國爲替業務を營む店舗は大藏大臣之を告示する(則七二) 條四項。従つて現在外國爲替銀行と稱せらるゝものは――

- (1) 昭和十一年十一月三十日まで外国爲替業務を営む旨の届出を爲したる銀行
- (2) 昭和八年大蔵省令第七號第十七條第一項の規定に依り許可を受けたる銀行
- (3) 昭和十六年大蔵省令第十號第七十二條第一項の規定に依り許可を受けたる銀行等に之を分類することが出来る。

從來、本邦と關東州及び舊滿鐵附屬地間の圓爲替取引は自由であつたが、昭和十五年十一月一日の舊七號省令改正に依り、本邦と關東州及び舊滿鐵附屬地間の圓爲替も同省令に於ける外國爲替に包含せしめ、他の外國爲替と同様に取扱はれることになつたので、銀行が同方面との圓爲替取引を業務として行ふについても、外國爲替業務としての許可を受くることを要する。

許可申請手續

本令第七十二條第一項の定むるところに依り、既設又は新設の店舗に於て外國爲替業務を営まんとする銀行は、本令附屬申請書式第四十五號に依り左の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大蔵大臣に提出しなければならぬ(則七二)。

外國爲替銀行が其の全部若くは一部の店舗に於ける外國爲替業務を廢止せんとするとき、又は

申請書式第四十五號(第七十二條)

<p style="text-align: center;">外國爲替業務開始許可申請書</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 欄當者)</p> <p style="text-align: center;">大蔵大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者ノ住所 職業、氏名及ハ商號 (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p>標題ノ件左ノ通及申請候也</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外國爲替業務ヲ營マントスル店舗ノ名稱及所在地 二 前號ノ店舗ニ於ケル外國爲替業務開始ノ時期 三 取引ヲ必要トスル地域 四 外國爲替業務ヲ營ムコトヲ必要トスル事由 五 其ノ他參考トナルベキ事項 	<p>注意 (一) 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大蔵大臣ニ提出スベシ</p> <p>(二) 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ</p>
--	--

其の外國爲替業務を営む店舗を變更せんとする時は、豫め其の旨を大蔵大臣に届出づることを要する(則七二)。
此の場合に於ても大蔵大臣は之を告示する。

第二款 許可を要する事項

取締範圍の擴大

從來、外國爲替銀行の爲替取引は大體自由にしてあつたが、之は爲替需給の原因の方(即ち顧客側)で統制して行けば、其の配給機關たる爲替銀行の取引は自ら規整せられ、別段之を取締らなくとも支障なきものと考へてゐたからである。然るに最近に於ける各爲替銀行の取引状況や爲替市場の情勢を見ると、爲替の配給機關たる銀行をも相當監督することが、爲替市場の統制、爲替相場の維持其の他の爲替政策の有効適切なる遂行を期する上に必要と認められるに至つたので、昭和十三年三月二十八日の一號省令改正に依り、外國爲替銀行の爲替取引も一般的に當局の許可を要することになつた。此の時新たに取締を受けることになつた取引又は行爲は左の如くである。

- 一、外國爲替の買入
- 二、外國爲替の賣却(外國爲替銀行を相手とするものを除く)
- 三、外國通貨を對價とする圓爲替賣却(本邦銀行の海外店舗にのみ適用)

四、外國通貨を對價とする圓爲替買入にして賣爲替の相殺を目的とするもの(本邦銀行の海外店舗にのみ適用)

- 五、外國送金(通貨、外國通貨の送付其他)
- 六、委託支拂(被仕向送金爲替の支拂、但し銀行間委託支拂は從來通り)
- 七、外貨債權の讓受
- 八、外貨證券の有償取得(外國に於ける取得に限る)
- 九、外貨證券の輸出(利札並に償還本證券)
- 一〇、信用狀の發行

其の後、昭和十五年十一月一日舊七號省令が改正された際には、關東州及び舊滿鐵附屬地間に於ける圓爲替が一般の外國爲替として取扱はれることになつた結果、之等の取引についても外國爲替銀行は政府の取締を受けなければならぬ。

斯くして舊七號省令第十八條の自由取引の規定は廢止され、外國爲替銀行に於ける取引又は行爲の大部分は要許可事項となつたが、舊七號、舊八號及び舊一號の三省令を統合した本令では、

外國爲替銀行に關する取締規定を整備したのみでなく、更らに新しき取締規定をも設けて、其の取締範圍は益々擴大されるに至つた。外國爲替銀行に關する規定として特に設けられた取締規定は左の如きものである。

- 一、外國爲替銀行に對する外國爲替賣却の取締(則七三)
- 二、被仕向取立爲替の取立の取締(則七四)
- 三、在外銀行に對する預ケ金又は貸越金の取締(則七五)
- 四、第三國に在る店舗に於て保有する外貨資金の取締(則七六)
- 五、確認義務の強化(則七)
- 六、報告書式第五十號に依る報告(則七)
- 七、同第五十一號に依る報告(則八)

併し之等の事項は、外國爲替銀行なるが故に取締を受けるのであつて、此の外に本令に於ける取締事項で外國爲替銀行の取引又は行爲として行はれるものは、總て外國爲替銀行もまた其の取締を受けなければならぬ。

外國爲替銀行に對する外國爲替の賣却

顧客が外國爲替銀行を相手方として外國爲替を賣却する場合は許可を要しないが(則一三條)、外國爲替銀行側から言へば、本令施行地内に於て外國爲替銀行(外國に在る自行の他の店舗を含む)に對し外國爲替を賣却する場合は許可を要する(則七三)。こゝで外國爲替の賣却と云ふのは、輸入爲替其の他仕向送金爲替の賣却、又は不渡輸出手形償還の爲めの賣却等を意味する。

外國爲替銀行が本令施行地内に於て、外國爲替銀行に對し外國爲替を賣却せんとするときは、本令附屬申請書式第四號に依り許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を経て大藏大臣に提出する(則七三)。此の書式は本令第十三條の規定に依る場合と共通である。

被仕向爲替の取立

外國爲替銀行は、大藏大臣の許可を受くるに非ざれば、本令施行地内に於ては、外國より本邦に仕向けたる外國爲替の取立を爲すことが出来ない(則七四)。従つて旅行信用狀に基いて海外にて振出された手形が取立に來た場合も、被仕向爲替の取立として許可を要する。

外國爲替銀行が右の行爲を爲すにつき許可を受けんとする時は、本令申請書式第四十六號に依

申請書式第四十六號（第七十四條）

被仕向取立爲替ノ取立許可申請書

（電話番號）
（傳電番號）

大藏大臣 殿

年 月 日

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號

（代表者氏名）

標題ノ件左ノ通及申請候也

- 一 取立爲替ノ種類及金額
- 二 取立爲替ノ支拂地、支拂期日並支拂人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 三 取立依頼者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 取立ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 五 其ノ他參考トナルベキ事項

注意（一） 本許可申請書ハ三通ヲ作成シ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

（二） 本許可申請書ノ用紙ノ大イサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

り左の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出しなければならぬ。

在外銀行に對する預ケ金又は貸越金

本令施行地内に在る外國爲替銀行は、爲替勘定其他名稱の何たるを問はず、外國に在る銀行（自行の他の店舗を含む）に對し預ケ金又は貸越金を爲すことが出來ない。たゞ大藏大臣の許可を受けた場合のみは其の例外とする（則七五）。

歐洲大戰以來、各國は競つて外國爲替管理を實施乃至は強化して來た爲め、之に對して必要な方策を講ずることは當面の急務であり、而して右の規定は斯かる方策の一つとして設けられたものに外ならない。即ち國際金融情勢の急變に依つて、在外資金が封鎖凍結されることを未然に防止するには、海外の外國銀行に對する預ケ金又は貸越金に制限を加へることも、當然爲されねばならぬ措置である。當局の意向としては、其の國情、銀行の營業狀況等によつて判斷し、一定限度の預ケ金は認めるけれども、貸越金については原則として之を認めない。

併し本令第七十五條第一項但書の規定に依り、在外銀行に對する預ケ金又は貸越金をなすにつき許可を受けんとする銀行は、本令申請書式第四十七號に依り左の許可申請書三通を作成し、最寄日本銀行を經て大藏大臣に提出しなければならぬ（則七五）。

第三國に在る店舗の保有する外貨資金